

官報号外

昭和二十七年四月二十八日

○第十三回 参議院會議録第三十四号

昭和二十七年四月二十八日(月曜日)午前十時三十四分開議

議事日程 第三十三号
昭和二十七年四月二十八日

午前十時開議

第一 信用金庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 米穀の政府買入価格の特例に関する法律案(衆議院提出)

第三 十勝沖地震による森林害虫害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)

第四 公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出、衆議院提出)

第五 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う地方税の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院提出)

第六 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院提出)

第七 日本国との平和協約の効力に関する法律案(衆議院提出)

援護対策に関する請願(二件)

第三〇 原爆犠牲者遺族の援護に関する請願 (委員長報告)

第三一 戰傷病者戦没者遺族等援護法案中一部修正に関する請願 (委員長報告)

第三二 戰傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大に関する請願 (委員長報告)

第三三 戰争犠牲者遺族援護費に未復員者給與法適用等の請願 (委員長報告)

第三四 未復員特例患者の医療保障に関する請願 (委員長報告)

第三五 第十東予丸遭難死没軍人遺族の戦傷病者戦没者遺族等援護法案適用に関する請願 (委員長報告)

第三六 戰没動員学生遺族等を戦傷病者戦没者遺族等援護法案に包含する請願 (委員長報告)

第三七 戰争犠牲者の援護強化に関する請願 (委員長報告)

第三八 戰傷病者戦没者遺族等援護法案の適用範囲拡大等に関する請願 (委員長報告)

第三九 戰没船員遺族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含する請願 (委員長報告)

第四〇 戰争犠牲者国家補償法制定に関する請願 (委員長報告)

第四一 戰争犠牲者遺族および戦傷病者の補償に関する陳情 (委員長報告)

第四二 戰争犠牲者遺族の国家補償に関する陳情 (委員長報告)

第四三 戰争犠牲者遺族等の援護強化に関する陳情 (委員長報告)

第四四 戰争犠牲者遺族の援護強化に関する陳情 (十三件)

第四五 母子福祉法制定に関する陳情 (委員長報告)

第四六 戰はつ船員遺族の援護強化に関する陳情 (委員長報告)

第四七 船員の遺族援護に関する陳情 (委員長報告)

第四八 元満州開拓青年義勇隊の取扱に関する陳情 (三件)

第四九 元傷い軍人等の医療費全額固庫負担に関する陳情 (二件)

第五〇 未帰還抑留者および留守家族の援護対策に関する陳情 (委員長報告)

第五一 未帰還者留守家族の援護に関する陳情 (委員長報告)

第五二 元傷い軍人の国家補償に関する陳情 (委員長報告)

第五三 未帰還者留守家族の国家補償に関する陳情 (委員長報告)

第五四 戰傷病者戦没者遺族等援護法案修正に関する陳情 (委員長報告)

第五五 戰没船員遺族を戦傷病者戦没者遺族等援護法案中に包含する陳情 (委員長報告)

第五六 未復員特例患者の医療保障に関する陳情 (委員長報告)

第五七 戰争犠牲者未亡人の援護に関する陳情 (委員長報告)

昭和二十七年四月三日 六日
内閣文庫 論議録第三十四号 議長の報告

第五九	開拓團等の傷病者、死沒者遺族の戰傷病者或は戦没者遺族を省略いたしました。	付等に關する陳情(二件)
第六〇	引揚者の國家補償に関する陳情 (委員長報告)	未復員特例患者の醫療給付等に關する陳情(二件)
第六一	戰争犠牲者遺族等の國家補償に関する陳情 (委員長報告)	戦争犠牲者遺族等の國家補償に関する陳情(委員長報告)
第六二	議院運営委員会の開設に關する陳情 (委員長報告)	議院運営委員会の開設に關する陳情(委員長報告)
第六三	内閣委員の辭任を許可した。	内閣委員の辭任を許可した。
第六四	小串清一君 (委員長報告)	内閣委員
第六五	左藤義説君 (委員長報告)	法務委員
第六六	加納金助君 (委員長報告)	文部委員
第六七	黒川武雄君 (委員長報告)	同
第六八	玉柳工藤鐵男君 (委員長報告)	水産委員
第六九	古池寺尾草葉 (委員長報告)	通商產業委員
第七〇	福澤常猪君 (委員長報告)	電氣通信委員
第七一	三六君 (委員長報告)	建設委員
第七二	溝淵春次君 (委員長報告)	經濟安定委員
第七三	北村秋山俊 (一男君)	決算委員
第七四	寺尾草葉 (委員長報告)	議院運営委員
第七五	玉柳寺尾 (委員長報告)	内閣委員
第七六	左藤加納 (委員長報告)	法務委員
第七七	寺尾草葉 (委員長報告)	文部委員
第七八	齊君隆圓君 (委員長報告)	厚生委員
第七九	齊君 (委員長報告)	同
第八〇	金助君 (委員長報告)	水產委員
第八一	清一君 (委員長報告)	小串

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即ちこれを衆議院に回付した。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

總理府設置法等の一部を改正する等の法律案

職傷病者職没者遺族等援護法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

行政機関職員定員法の一部を改正する等の法律案修正議決報告書

法務府設置法の一部を改正する法律案可決報告書

總理府設置法等の一部を改正する等の法律案修正議決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案可決報告書

十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案可決報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案可決報告書

日本国との平和條約の効力発生及び実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案可決報告書

厚生委員会請願審査報告書第二号同特別報告第二号

厚生委員会陳情審査報告書第二号同特別報告第二号

厚生委員会請願審査報告書第三号同特別報告第三号

厚生委員会陳情審査報告書第三号同特別報告第三号

同日本院において採択することを議決した株式会社日本機関紙印刷所輪轉機封印解除に関する請願外五件の請願および全職犯拘禁者の釈放に関する陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

特許法の一部を改正する法律案

平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案

平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案

実施に伴う電波法の特例に関する法律
案
法務府設置法の一部を改正する法律
案
同日本院は、衆議院送付の左の件を承
諾することを議決した旨衆議院に通知
した。
昭和二十五年度一般会計予備費使用
総調書(その一)
昭和二十五年度特別会計予備費使用
総調書(その二)
昭和二十五年度特別会計予算總則第
六條並びに昭和二十五年度特別会計
予算補正(特第一号)總則第四條に基
く使用總調書
昭和二十六年度一般会計予備費使用
總調書(その一)
昭和二十六年度特別会計予備費使用
總調書(その二)
昭和二十六年度特別会計予算總則第
七條に基く使用總調書
同日衆議院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
正に同意した旨の通知書を受領した。
行政機關職員定員法の一部を改正す
る法律案
總理府設置法等の一部を改正する等
の法律案
戰傷病者戦没者遺族等援護法案
同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。
中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律
特許法の一部を改正する法律

平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律
平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定に伴う民事結別法
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律
法務府設置法の一部を改正する法律
行政機関職員定員法の一部を改正する等の法律
總理府設置法等の一部を改正する等の法律
町村職員恩給組合法
戦傷病者戦没者遺族等援護法
昭和二十五年度一般会計予備費使用
総調費(その二)
総調費(その二)
昭和二十五年度特別会計予算總則第六條並びに昭和二十五年度特別会計予算補正(特第一号)總則第四條に基づく使用總調費
昭和二十六年度一般会計予備費使用
總調費(その一)

昭和二十六年度特別会計予備費使用
七條に基く使用總調書
同日本院は、衆議院議員中原健次郎が
広島地方專売公社調停委員会委員に就く
ことができる」と議決した旨衆議院に
通知した。
同日衆議院議長から、国会は衆議院議員
中原健次郎が広島地方專賣公社調停
委員会委員に就くことができる」と議決
したこと内閣に通知した旨の通知書
を受領した。
一昨二十六日衆議院から左の内閣提出
案を受領した。よつて議長は即日これを
委員会に付託した。
日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う土地等の使用等に関する
特別措置法案 建設委員会に付託
日本国との平和條約第十五條に基
て生ずる紛争の解決に関する協定の
締結について承認を求めるの件
外務委員会に付託
国民健康保険再建整備資金貸付法
案 厚生委員会に付託
統計報告調整法案
内閣委員会に付託
国有企业特別措置法案
国民貯蓄債券法案
設備輸出為替損失補償法案
塩專売法の一部を改正する法律案
国有財産法第十三條の規定に基き、
国会の議決を求めるの件
同日衆議院から予備審査のため左の
案が送付された。
南犬競技法案（原田雪松君外四十四
名提出）

同日委員長から左の報告書を提出した。
日本国とアメリカ合衆国との間の全保障條約第三條に基く行政協定実施に伴う地方税法の臨時特別に附する法律案可決報告書
同日内閣を経由して土地調整委員会委員長から土地調整委員会設置法第十一條の規定に基く左の報告書を受領した。
昭和二十六年土地調整委員会年次報告書

○議長(佐藤尚武君)　この際、日程に追加して、平和條約発効に伴う決議案(大屋晋三君外百九十五名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君)　御異議ないと認めます。本決議案につきましては、大屋晋三君ほか百九十五名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君)　御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し、趣旨説明の発言を許します。大屋晋三君。

平和條約発効に伴う決議案
右の議案を発議する。
発議者
大屋　晋三　長谷山行毅
愛知　撰一　青山　正一
秋山俊一郎　池田宇右衛門
石川　榮一　石坂　豊一
石原幹市郎　石村　幸作
泉山　三六　入交　太藏
岩沢　忠恭　植竹　春彦
上原　正吉　大島　定吉
大谷　望潤　大野木秀次郎
大矢半次郎　岡崎　眞一
岡田　信次　小串　清一
小野　義夫　加藤　武徳
加納　金助　川村　松助
北村　一男　木村　守江
九鬼紋十郎　草葉　隆圓
工藤　鐵男

〔大屋晋三君登壇、拍手〕

紅露 みつ 櫻内 長郎
一松 定吉 深川 タマエ
堀木 鎌三 松浦 定義
三好 始 山崎 恒
参議院議長佐藤尚武殿

平和條約発効に伴う決議

平和條約は本日をもつて発効し、わが國がいよいよ独立國家として國際社會に復帰するに至つたことは日本國民として衷心高びに堪えぬころであり、われわれは友奸諸國対し深甚なる感謝を表するものである。

一 日本は一貫して世界平和の維持と人類の福祉増進に貢献せんことを期し、国連加入の一日至速やらんことを希す。

二 日本はアジャヤの諸国と美鱗友の關係を樹立し、もつて世界平和の達成に貢献せんことを期す。

三 日本は領土の公正なる解決を進し、機会均等、平等互恵の國経済關係の確立を図り、もつて済の自立を期する。

四 日本国民はあくまで民主主義の守り、國民道義を昂揚し、自主主義の氣風の振興を圖り、名実共に國際社會の有為にして責任ある一員たらんことを期する。

右決議する。

——

「大慶音三君登壇、拍手」

○大慶音三君 先ず只今上程になりました決議案の朗読をいたします。

平和條約発効に伴う決議

平和條約は本日をもつて発効し、我が國がいよいよ独立國家として國際社會に復帰するに至つたことは日本國民として衷心高びに堪えぬ

ころであり、われわれは友好諸国に對し深甚なる感謝を表するものである。

一 日本は一貫して世界平和の維持と人類の福祉増進に貢献せんことを期し、国連加入の一日も速やかならんことを希す。

二 日本はアジャの諸国と義理友好の關係を樹立し、もつて世界平和の達成に貢献せんことを期する。

三 日本は領土の公正なる解決を促進し、機会均等、平等互恵の國際經濟關係の確立を図り、もつて經濟的自立を期する。

四 日本国民はあくまで民主主義を守り、國民道義を昂揚し、自主自衛の氣風の振興を図り、名実ともに國際社會の有為にして責任ある一員たるんことを期する。

右決議する。

民思想の統一強化に力を注ぎ、国民の基本的進路を明らかにし、国民の自主独立の立場と心構えを確立いたしました。内を固めますと共に、外は世界平和の達成に貢献いたしたいと急願です。この趣旨に則りまして、我々は、独立日本の歩むべき方針として、次に申します四つの目標を定め、これが貫徹を期する次第であります。第一には、「警察予備隊」と呼ぶ者あり)今後の日本は飽くまで世界自由連邦との協力態勢を強化して行かなければならぬのであります。(「予備隊は」と呼ぶ者あり)そのためには国際連合に加入することです。第二には、世界の一環としてのアジアにおける日本の地位を確立することであります。(「どうやつて確立する」「孤立じやないか」と呼ぶ者あり)真に美濃諸国との友好関係を保持、アジアの平和確立に貢献すべき日本の立場を明らかにせんとするものであります。(「アジアとはどこだ」「台灣とか」と呼ぶ者あり)第三に、日本は今次の大領土の中には歴史的に見て日本領土の戦争によりまして実に四割の領土を失つたのであります。戦争の犠牲と申せばそれまであります。失いましたの思想に則り、日本經濟の平和的國際経済の分野においても、(沖縄に小笠原だ。よく覚えておけ)「その通り」と呼ぶ者あり)世界の關係進出の機を得られることを希うものであります。(拍手)最後に国内關係について、内を固めますと共に、外は世界平和の達成に貢献いたしたいと急願です。この次第であります。

きましては、日本国民が今後ます／＼民主主義の原則に従し、國際社会に立つて恥かしくない教義を身に付けてゐると同時に、「ファアシヨだ」と呼ぶ者あり、自主獨立を達成するためにはらゆる努力を傾倒せんことを期してやまない次第であります。なお、外地にあつて祖國日本を思いつつも未だ帰還不得ない同胞が一日も速かに帰還せらるるよう、關係諸國の配意と援助とを切望するものであります。

以上申述べましたことは日本国民の平和的發展の基本原則であります。(「あべこべだ」と呼ぶ者あり)何とぞ満場の御贊同を期待いたす次第であります。(拍手、「後世の笑い草だよ『思想統一』には反対」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 別に御發言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〔「思想の統一」には反対」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本決議案は可決せられました。(拍手)

只今の決議に対し岡崎國務大臣より発言を求められました。岡崎國務大臣。

〔岡崎國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕

○岡崎國務大臣(岡崎勝男君) 本日、平和條約が発効に至りますことは、誠に御同慶に堪えないところであります。これ、ひとえに國民一致の努力の結果であります。(何を言つているのだ」と呼ぶ者あり) 未調印國、中立國等との國交回復につきましては、すでに多くの國々と話合いを進めており、本日以

仮価格をこえるときは、政令の定めるところにより、その差額につき仮価格による支拂の時から当該差額支拂の時までの期間に応じ、大蔵大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して定める率を下らない率により算出した金額を、当該差額とともに支拂うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案の本院提案をここに送付する。

昭和二十七年四月二十五日

衆議院議長 林 讓治

参議院議長 佐藤 尚武殿

十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

右の本院提案をここに送付する。

昭和二十七年四月二十五日

衆議院議長 林 讓治

(この法律の目的)

第一條 この法律は、農林業者が昭

和二十七年三月の十勝沖地震によ

つてその所有する農舍、畜舎、サ

イロ、炭釜又は政令で定める農林

業共同施設（以下「農林業施設」

といふ。）について被つた損害の復

旧を回復するため、政府が当該

復旧に要する資金の融通について

損失補償及び利子補給を行うこと

を目的とする。

〔損失補償及び利子補給〕

第二條 政府は、農林中央金庫その

資機関」という。）が前條の地震によつて農林業施設に損害を受けた農林業者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者の加入する農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会若しくは中小企業等協同組合（以下「協同組合等」という。）でその者につきその農林業施設の復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、

政令の定めるところにより、当該融資をすることによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資につき利子を補給する旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

前項の規定により政府と融資機関が契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それを同種類の貸付を行う場合に定めた利子を年四分引き下げた利率を限る。

十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

〔協同組合等の貸付利率〕

第十五条 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それを同種類の貸付を行う場合に定めた利子を年四分引き下げた利率を

とする。

〔利子補給の基準〕

第四條 第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、

融資機関がした融資の融資残高に

対し年四分の割合で計算した金額

とする。

〔利子補給の基準〕

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それを同種類の貸付を行う場合に定めた利子を年四分引き下げた利率を

とする。

〔利子補給の基準〕

第六條 協同組合等が融資機関から

融資を受けた資金をその組合員に

対して貸し付ける場合の利率は、

当該融資機関から受けた当該融資

の利率をこえてはならない。

〔債権の保全及び回収〕

第七條 融資機関は、第二條第一項

の規定による契約に基いてした融

資についてこの法律の規定による

損失補償を受けた後も、当該融資

に係る債権を善良な管理者の注意

をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

前項の場合において融資機関

は、当該融資に係る債権の回収に

よつて得た金額のうちから債権

行使のために必要とした費用を控除

し、残額があるときは、これを當

て、米穀の政府買入価格は、通常、供出の始まる時期から相当遅れて決定せられるのでありますし、買入価格が決定せられるまでに供出せられたものに

対する代価の支拂につきましては、一

般政府が定めた仮価格で支拂をなし、

買入価格決定後において決定価格と仮

価格との差額が追加支拂せられる実情

になつております。即ちその差額につ

いて、この追加支拂額

に對しまして、從来は利息を支拂うこと

になつていいのですが、昭和

二十七年産米から仮の価格で支拂を行

うことを制度化すると共に、その差額

納付しなければならない。

〔法規の違反に対する措置〕

第八條 政府は、融資機関がこの法

律若しくはこの法律に基く命令文

は第二條第一項の規定による契約

に違反したときは、当該融資機関

のした融資について、補償すべき

利子の全部若しくは一部について

補給をせず、補償すべき損失の全

部若しくは一部について補償をせ

ず、又は既にした利子の補給若し

くは損失の補償の全部若しくは一

部の返還を命ずることができる。

〔協同組合等の貸付利率〕

第六條 協同組合等が融資機関から

融資を受けた資金をその組合員に

対して貸し付ける場合の利率は、

当該融資機関から受けた当該融資

の利率をこえてはならない。

〔債権の保全及び回収〕

第七條 融資機関は、第二條第一項

の規定による契約に基いてした融

資についてこの法律の規定による

損失補償を受けた後も、当該融資

に係る債権を善良な管理者の注意

をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

前項の場合において融資機関

は、当該融資に係る債権の回収に

よつて得た金額のうちから債権

行使のために必要とした費用を控除

し、残額があるときは、これを當

て、米穀の政府買入価格は、通常、供出の始まる時期から相当遅れて決定せられるのでありますし、買入価格が決

定せられるまでに供出せられたものに

対する代価の支拂につきましては、一

般政府が定めた仮価格で支拂をなし、

買入価格決定後において決定価格と仮

価格との差額が追加支拂せられる実情

になつております。即ちその差額につ

いて、この追加支拂額

に對しまして、從来は利息を支拂うこと

になつていいのですが、昭和

二十七年産米から仮の価格で支拂を行

うことを制度化すると共に、その差額

納付しなければならない。

〔利子補給の基準〕

第四條 第二條第一項の規定による

契約に基いて政府が補給する利子

は、政令の定めるところにより、

融資機関がした融資の融資残高に

対し年四分の割合で計算した金額

とする。

〔利子補給の基準〕

第五條 第二條第一項の規定による

契約を結んだ融資機関のする融資

の利率は、当該融資機関が通常それを

同種類の貸付を行う場合に定めた

利子を年四分引き下げた利率を

とする。

〔利子補給の基準〕

第六條 協同組合等が融資機関から

融資を受けた資金をその組合員に

対して貸し付ける場合の利率は、

当該融資機関から受けた当該融資

の利率をこえてはならない。

〔債権の保全及び回収〕

第七條 融資機関は、第二條第一項

の規定による契約に基いてした融

資についてこの法律の規定による

損失補償を受けた後も、当該融資

に係る債権を善良な管理者の注意

をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

前項の場合において融資機関

は、当該融資に係る債権の回収に

よつて得た金額のうちから債権

行使のために必要とした費用を控除

し、残額があるときは、これを當

て、米穀の政府買入価格は、通常、供出の始まる時期から相当遅れて決定せられるのでありますし、買入価格が決

定せられるまでに供出せられたものに

対する代価の支拂につきましては、一

般政府が定めた仮価格で支拂をなし、

買入価格決定後において決定価格と仮

価格との差額が追加支拂せられる実情

になつております。即ちその差額につ

いて、この追加支拂額

に對しまして、從来は利息を支拂うこと

になつていいのですが、昭和

二十七年産米から仮の価格で支拂を行

うことを制度化すると共に、その差額

納付しなければならない。

〔利子補給の基準〕

第五條 第二條第一項の規定による

契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それを同種類の貸付を行う場合に定めた利子を年四分引き下げた利率とする。

〔利子補給の基準〕

第六條 協同組合等が融資機関から

融資を受けた資金をその組合員に

対して貸し付ける場合の利率は、

当該融資機関から受けた当該融資

の利率をこえてはならない。

〔債権の保全及び回収〕

第七條 融資機関は、第二條第一項

の規定による契約に基いてした融

資についてこの法律の規定による

損失補償を受けた後も、当該融資

に係る債権を善良な管理者の注意

をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

前項の場合において融資機関

は、当該融資に係る債権の回収に

よつて得た金額のうちから債権

行使のために必要とした費用を控除

し、残額があるときは、これを當

て、米穀の政府買入価格は、通常、供出の始まる時期から相当遅れて決定せられるのでありますし、買入価格が決

定せられるまでに供出せられたものに

対する代価の支拂につきましては、一

般政府が定めた仮価格で支拂をなし、

買入価格決定後において決定価格と仮

価格との差額が追加支拂せられる実情

になつております。即ちその差額につ

いて、この追加支拂額

に對しまして、從来は利息を支拂うこと

になつていいのですが、昭和

二十七年産米から仮の価格で支拂を行

うことを制度化すると共に、その差額

納付しなければならない。

〔利子補給の基準〕

第五條 第二條第一項の規定による

契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それを同種類の貸付を行う場合に定めた利子を年四分引き下げた利率とする。

〔利子補給の基準〕

第六條 協同組合等が融資機関から

融資を受けた資金をその組合員に

対して貸し付ける場合の利率は、

当該融資機関から受けた当該融資

の利率をこえてはならない。

〔債権の保全及び回収〕

第七條 融資機関は、第二條第一項

の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

前項の場合において融資機関

は、当該融資に係る債権の回収に

よつて得た金額のうちから債権

行使のために必要とした費用を控除

し、残額があるときは、これを當

て、米穀の政府買入価格は、通常、供出の始まる時期から相当遅れて決定せられるのでありますし、買入価格が決

定せられるまでに供出せられたものに

対する代価の支拂につきましては、一

般政府が定めた仮価格で支拂をなし、

買入価格決定後において決定価格と仮

価格との差額が追加支拂せられる実情

になつております。即ちその差額につ

いて、この追加支拂額

に對しまして、從来は利息を支拂うこと

になつていいのですが、昭和

二十七年産米から仮の価格で支拂を行

うことを制度化すると共に、その差額

して本法の適用を受くべき融資は、本法施行の日から昭和二十八年三月三十日までになされたもので、且つその償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限ることなし、総額二億円を限度とし、損失補償の限度は融資総額の三割、利子補給の基準は年四分といふことに規定されているのであります。

委員会におきましては、提案者及び政府当局に対し、先に成立した同種法律による漁業災害に対する復旧資金の融通総額六億円と本法案による農林業施設の復旧に対する融資総額一億円との釣合の適否、すでに融通せられたものに対する遅延適用の可否及び本法施行のための予算措置等に関して質疑が行われたのであります。これが内容は会議録に譲りたいと存じます。

かくして討論に入り、別に発言もなく、次いで採決の結果、全会一致をして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。人事委員会理事宮田重文君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十七年四月二十四日
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

公共団体の職員の賠償の責任に基く債務を将来に向つて減免することができる。

議の經過並びにその結果を御報告申上げます。

先づ本法律案の提案の理由は、政府の説明によりますれば、從来國の慶弔時における一方で恩赦が行われると同時に、他方で公務員及び公証人、弁護士等について懲戒の免除等が行われるのを通例としておるのであります。

が、今回の平和條約の発効に際して、

准備を進めておるのであり、この際、

政府としても広く恩赦を行ふべく別に

い」というのであります。併しながら旧憲法の下にありましては、これらはい

ずれも天皇の大権事項として勅令によ

び弁償責任の免除をも同時に実施した

いというのであります。

新憲法の下においては、いす

れも特別の立法措置を要するものと考

えられるので、ここに本法律案が提案

され実施せられていましたが、

その上であります。

次にその要点について申上げます

れば、第一に、従来の例によれば、懲戒

の免除及び弁償責任の免除は、その実

行われていたのですが、本案に

おいてはこれらの措置を單一の法律に

まとめ、且つ恒久的な制度として確立

することとし、その内容としては基本

的的な事項を規定することとし、実施に

ついての具体的な必要事項は政令又は

地方公共団体の條例で定め得ることと

しております。第二に、懲戒免除につ

いてその対象となるのは、國家公務

員、地方公務員、日本国有鉄道及び日

本専売公社の職員のほかは別に政令で

定めることとし、これはおおむね先例

に従つて公証人、弁護士その他を指定

する。

〔宮田重文君登壇、拍手〕

○宮田重文君 只今議題となりました

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

を

了

め

る。

〔宮田重文君登壇、拍手〕

○宮田重文君 只今議題となりました

公務員等の懲戒免除等に関する法律案

を

了

</div

弁償責任の減免につきましても、懲戒の免除と同様、その考え方方はおおむね従前の例を踏襲することとし、ただ従前の弁償債務はすべて一律に全免される建前であつたものを、本案では弁償債務の一部免除の場合を含め「減免する」とができる」と規定しております。次に、公務員、公証人などは、懲戒免職となりますれば、その後一定期間は再びその職又は特定の職につく資格を失うこととなつており、懲戒の免除によつてそれらの資格を回復するのか否かにつき従来は何の規定もなく、実際の運用において回復するものとして取扱われていたのであります。が、本案においては、懲戒の免除により、それらの資格は当然回復する旨を明記いたしております。最後に、懲戒の処分等に関する訴訟、訴願等の不服の申立等につきましては、懲戒の免除又は弁償責任の免除を受けても影響されないことを明らかにいたしております。

戒を行わないことができるに至りますが、具体的な事例としては、
懲戒処分により喪失した恩給の受給資格については、これは回復するものではないとの政府の説明があり、又懲戒免職の処分を受けた国家公務員等は、今回の懲戒免除により当然元の官職に復帰するものではないのであって、事實上両者の間に著しい不公平が生じることになるので、この点、何らかの救済措置は考えられなかつたかとの質問が行われたのであります。これについては、政府としても或る程度の不均衡の生ずることは認めるが、これは止むを得ないものと考える旨答弁がありました。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第五、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。地方行政委員長西郷吉之助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年四月二十五日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律
(一) 法律の目的)
第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定を実施するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例を設けることを目的とする。
(用語の意義)
第二條 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 合衆国 アメリカ合衆国をいう。
二 合衆国軍隊 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(「安全保障條約」という。以下同じ。)に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍をいう。
三 合衆国軍隊の構成員 合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。
四 軍属 合衆国の国籍を有する文民(合衆国及び日本国の一重国籍を有する者については、合衆国が日本国に入国させた者に限る。)で、合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国に在留する者及び第六号に掲げる者を除く。)をいう。
五 家族 合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一才未満の子及びに父母及び二十一才

以上の子でその生計費の二分の一以上を当該合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。

六 契約者 通常合衆國に居住する人（合衆国の法律に基いて設立され、又は組織された法人を含む。）及びその被用者（合衆国民に限る。）で、合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約の履行のみを目的として日本國に滞在する者のうち、その身分について合衆國の権限のある機関の証明があるものをいふ。

七 軍人用販売機関等 合衆国軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食料、社交クラブ、劇場、新聞発行所その他の合衆國の歳出外資金により合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置された諸機関で、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族（合衆国軍隊の構成員等）といふ。以下同じ。の利用に供されるものをいう。

（地方税法の特例）

第三條 地方団体は、地方税法の規定にかかわらず、左の表の上欄に掲げる土地、家屋、物件、所得、行為及び事業又は業務等については、同表の中欄に掲げる者に対する課してはならない。

契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ
契約に基いて行う事業又は業務

契約者
事業税及
び特別所

契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ
契約の履行のためにのみ所有する償却資産で、合衆国軍隊の権限
のある機関の証明があるもの

契約者
固定資産
税

軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供
するためにのみ行う事業又は業務
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供
するためにのみ行う事業又は業務
入場又はその利用

軍人用販
売機関等
は利用者
入場者又
は利用者
入場税
税
遊興飲食

軍人用販賣機関等が所有する固定資産で合衆国軍隊の使用する施
設及び区域内に所在するもの
合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認
料金を支拂うべきもの
合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認
料金を支拂うべきもの

軍人用販
売機関等
合衆國軍
隊の構成
員等
税
通氣ガス

合衆国軍隊の所有する自動車、自転車及び荷車
合衆国軍隊の構成員等で左に掲げる所得以外の所得を有しないもの
の
一 合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売
機関等による雇用に因り受ける所得
二 合衆国軍隊の構成員等として一時的に日本国に滞在するため
にのみ日本国において有する資産（不動産及び不動産の上に存
する権利並びに投資又は事業を行うために有する資産を含まない。）を他のこれらの方に譲渡し、贈與し、又は遺贈した場合に
おいて、当該譲渡、贈與又は遺贈に因り生ずる所得
契約に基づいて受けた所得を有しないもの
契約者で合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ
契約に基いて受けた所得を有しないもの
合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又は
その移転

合衆国軍隊の構成員等が合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊
若しくは軍人用販賣機関等による雇用に因り受ける所得
合衆国軍隊の構成員等が当該構成員等として一時的に日本国に居
住するためのみ日本国において所有し、若しくは使用する動産
(投資若しくは事業を行つたために所有する財産又は日本国におい
て登録された無体財産権を除く)又はこれらの者相互の間におけ
る当該動産の移転

契約者が契約者として一時的に日本国に居住するためのみ日本
国において所有し、若しくは使用する動産（投資若しくは事業を
行うために所有する財産又は日本国において登録された無体財産
権を除く。又は当該動産の契約者、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構
成員等若しくは軍人用販賣機関等への移転で、合衆国軍隊の権限
のある機関の証明があるもの）
軍人用販賣機関等が合衆国軍隊の構成員等及び契約者の利用に供
するために行う商品の販売及び役務の提供

契約者、
合衆國軍
隊の構成
員等
税
通氣ガス

（自動車税及び自動車税の徴収の
方法等）
第四條 合衆国軍隊の構成員等、契
約者又は軍人用販賣機関等の所有
に係る自動車に対する自動車税又
は、前條の規定にかかわらず
はこれらのもの的所有に係る自動
車に対する自動車税の徴収につい
ては、地方税法第百五十一條又は
第四百四十六條の規定にかかわら
ず、地方團体の條例で定めるとこ
ろによつて、証紙徵收の方法によ
らなければならぬ。

第五條 第三條の表に規定する合衆
国軍隊、その権限のある機関又は
その公認調達機関の証明の様式
は、地方財政委員会規則で定め
る。

〔西郷吉之助君簽章、拍手〕
○西郷吉之助君 只今議題となりまし
た日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保険條約第三條に基く行政協定が
締結されたのに伴い、その実施の円滑
を確保するため、合衆国軍隊等に対する
地方税法の適用について若干の特例
を設ける必要があるというのであります
して、法律案の内容はおおむね次の通
りであります。
第一点は合衆国軍隊等に対する地方
税の非課税に関する規定でありまし
て、その一は合衆国軍隊に対するもの

この法律は、安全保障條約の効力
が生じた日から施行する。
今回内閣がこの法案を提出した理由
は、日本国とアメリカ合衆国との間の

車税及び固定資産税を、その使用する電気及びガスに対しては電気ガス税を、又日本国内において所有し若しくは使用する財産又はその移転に対しては法定外普通税をそれべく課さないことがあります。即ち合衆国軍隊の所有する自動車、自転車、荷車及び固定資産に対する車税は、自動車税、自転車税、荷車税及び固定資産税を、その使用する電気及びガスに対しては電気ガス税を、又日本国内において所有し若しくは使用する財産又はその移転に対しては法定外普通税をそれべく課さないことがあります。

その二は、合衆国軍隊の軍人軍属及びこれらの家族に対するものであります。即ちこれらの人々が合衆国軍隊の直接管理する食堂、社交クラブ、劇場等へ入場し、若くはその施設を利用し、又はこれらの場所で遊興飲食する場合においては、入场税又は遊興飲食税を、又これらの人々が合衆国軍隊に勤務すること等以外の理由によつて発生する所得を有しない場合においては市町村に民税を、それべく課さないことを認めることとし、更にこれらの人々が合衆国軍隊又はその公認し且つ規制するPX、食堂、社交クラブ等における勤務又は雇用によつて受ける所得、及び一時的に日本国内で所有し若しくは使用的勤務又はその移転に対しましては、法定外普通税を課されることとするのであります。

その三は、合衆国において合衆国軍隊のために行う事業に対するものであります。即ちこのような者がその契約の履行のために行う事業に対するものは、合衆国人である合衆国軍隊の請負業者等に対するものであります。即ち合衆国政府と結んだ契約を、その契約に基いて受ける所得以外

の所得を有しない場合には市町村民税を、又その契約の履行のためにのみ所有する償却資産、例えばアルトーネのようなものに対する固定資産税をそれだけ課さないこととし、更にその契約を履行するため一時的に日本国において所有し若しくは使用する動産又はその移転に対しては法定外普通税を課さないこととするのであります。

その四は、合衆国軍隊が公認し且つ規制するPX、食堂、社交クラブ等のいわば軍人用販売機関というべきものに対するものであります。即ちこのような販売機関等が合衆国軍隊の軍人軍属等の利用に供するためのみ行う事業又は業務に対しましては事業税及び徴収別所得税を、又軍人軍属等の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供に對しましては法定外普通税を、それぞれ課さないこととするのであります。

第二は、合衆国軍隊の軍人軍属等が個人として所有する自動車又は自転車に対する自動車税又は自転車税の徴収方法に関する規定であります。合衆国における自動車税がいわゆるライセンス・タックスであることに鑑みまして、当該自動車の登録等を行う際、証紙によつて徴収することとするのであります。

委員会におきましては、先ず岡野田務大臣から提案理由の説明を聞き、更に政府委員から法案の内容につきまして説明を聞いた後、質疑に入りましたが、その主なるものを述べますと、中田、吉川、若木の各委員から、この法律の立案したよりどころ、法律施行による税収の増減見込、諸外国の立法院等について質疑が行われたのに對し、

政府委員から、米英、米比、米伊間の協定等について説明があり、税収の増収が二億六千七百万円で、遊興飲食税の増収が一億五千七百万円で、差引二千五百円の増収となる見込であるとの説明がありました。なお質疑応答の詳細は速記録によつて御覽を願います。

以上を以て質疑は終了したので、討論に入りましたところ、先づ若木委員は日本社会党第四控室を代表して、「そもそも日米間の行政協定は戦争誘発の危険があり、治外法権的であり、経済的特權を與え、日本の自主性を喪失するものとして反対であり、これに基いて本法案は外国人に対し無期限に税の治外法権を與えるものであり、その内容は外国の例に比して不利益に立派され、而も課税、非課税の識別が困難であつて、日本經濟に不利益を與えるから、この法案に反対する」と述べられ、次に吉川委員は、先づ若林委員と安全保謢條約に対する態度の異なる根本主旨を述べて「党がこの條約に反対したのは、時期尚早であり、行政協定の内容が明確となつた後に審議すべきであるとしたことに存する」ゆえんを説いた後、「講和條約発効後国連加入を認め、にせの平和主義に反対して米軍の駐留を認める以上は、これくらいの非課税は認めるべきである。尤も外國の立法例に關する説明は不十分であるが、一応当局の声明を信用し、後日改正案を提出するやも知れないことを申し添えて、原案に賛成する」との意見を述べられました。これにて討論は終局したので、採決に入りましたところ、多数を以て原案の通り可決すべきもの

○若木勝藏君（登壇、拍手）　右御報告いたします（拍手）
○議長（佐藤尚武君）　本法案に對し討論の通告がござります。順次發言を許します。若木勝藏君。
〔若木勝藏君登壇、拍手〕

性を喪失するものとして、我々はこればこそ専売法、国有財産管理法等の臨時特例に関する法律と同様に、この行政協定の一つの内容として、合衆国の軍人、軍属、家族、商人等に、無期限、無制限に亘る、いわば租税上の外治外法権とも言つべき特權を広範囲に付與するものでありますて、日本の自主性の確立、経済の自立等の立場から基本的に反対せざるを得ないものであります。国民として日本の独立を期待しないものはないでありますよう。併しその独立の実質如何はおのずから別問題であります。先に平和、安保の両條約は多くの不満の声を浴びて両院を通過し、更に行政協定は、政府の国会の審議権を無視した違憲的な独断により、隸屬、不利な内容を以て締結されたのであります。今回本法案のこときが創始施行されるに至つたならば、やがて国民はその欲するところの機会均等の国際的関係が経済面に破綻を生ずる態様に直面いたしまして、こうへゝたる批判が吉田内閣に集中され、その失政に対して糾弾の鋒先を向けずにはおかないと、いうことを、我々は断言して憚らないのであります。(拍手)

て免稅になるのであります。その總額も多大なものになります。政府の答弁におきましては、これらは國際慣例によつたものであると言われておるのであります。が、米英協定、米比協定、北大西洋條約当事國間の協定等における場合と比較検討いたしてみましても、遙かに広範囲に亘つて不利な條件の下に規定されておるのであります。苛徴課率に悩まされつある国民は、この治外法權的な法律に対しても、批評せずにおかぬことは勿論であります。として、隸屬的な協定の実態を知つて、いよ／＼吉田内閣に対し不信の叫びをなさることは予想にかならないところであります。更に細部に亘つて検討してみましても、契約上所定の資格を有するアメリカの商人が、合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基いて行う事業又は業務については、その商人に、事業税及び特別所得税、固定資産税を免除することになつておるのであります。が、これら商人の行うところの事業、業務が果して当該のものであるかどうかといふことの認定は、従来の幾多の事例に徴してみましても極めて困難であることが予想せられるのであります。かとえ税法の違反事件であったとして困難でありましよう。これらが関税特權等と相待つて横流し等の基因を作り、日本經濟の攪乱を招く虞れなしとしないのであります。次に自動車税及び自転車税の徵收について、合衆国軍隊の所有する自動車又は自転車のうち、専ら合衆国軍隊以外の者が使用す

るものについては、その使用者に對し課税することになつておるのであります。公用又は公共でないとの識別が果して付くでありますようか。まさにこれは鳥の雌雄を知らんとするよりも困難なことでありますよ。この但書で、事實上徵收しないということを裏書きしたようなものであります。この條項はいわゆる地方稅賦課の原則を無視した一種の御体裁に過ぎないと批判は免れ得ないところであります。この辺にも如何に政府が行政協定に当つて消極的な意圖を持つておつたかといふことが窺われるのです。

以上申述べました通り、本法律案は行政協定の隸屬的な一面を如實に現わし、日本の自主独立に対しまして暗影を残すものであるとして、私はここに反対を表明する次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 吉川末次郎君。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 私は日本社会党第一控室を代表いたしまして、只今議題となつておりまする法律案に対して賛成の意を表するものであります。

反対者との意見の相違点は、この法律案が日米安全保障條約に基く行政協定に伴うところの法律案であるということによりますして、日米安全保障條約並びに講和條約に対するところの態度の基本的に異なつておるということから出発いたしておると考えますので、それについて若干詳説して先ず申さなければならぬと思つてあります。

我々は講和條約に對しましては、牛に、日本が独立の契機を把握して現在及

の軍事占領下から解放されるといふことのためには、この條約に賛成するのほかなきことを考えまして、講和條約に賛成いたしますると同時に、それとの関連性を持つておりまするところの日本安全保障條約に対しましては、この議場におきまして青票を投じて反対をいたしたのであります。併しながら、日本安全保障條約に対して反対いたしましたけれども、それは、先に西郷委員長から報告がありましたこと、第一に我々は、講和條約の効果に伴つて米国に対するところの対等の関係が生じた独立国となつた後においてそれが行われるべきところのものである、又当時においては日本安全保障條約第三條規定の行政協定の内容が明確になつておらぬ、この二つの理由に基きまして我々は反対の青票を投じたのでありますするけれども、同條約の基本といたしておりますところの、いわゆるその前文に規定いたしておりますの間、米軍が日本に代つて日本に駐留する、米軍が日本に駐留するといふその根本趣旨に對しましては、我々はあえて反対ではなかつたのでございまます。(そんなこと誰が言つた、おかしいじゃないか)と呼ぶ者あり世間、設をなす者がありまして、日本安全保障條約に基いて米軍の日本におけるところの駐留を承認するということは、平和主義に反するというところの説をなすものがあります。平和主義を守り、国際平和を実現するということの熱意につきましては、我々はあえて如何なところの人たちにも劣らないところ

の熱意を持つところのものであります。これらの説をなすところの人の第一の理由といたしておりまするところは、即ちわゆる日本を軍事的な真空状態に置いても、日米安全保障條約頃文が規定いたしておるような無責任なる軍国主義の侵略というものはあり得ないというところの仮定の上に立つております。これども我々は、かくしてこのとき仮定の上に立つての日米安全保障條約に反対する、即ち米軍の駐留を日本の国土のうちに置いて認めないと見解は、非現実的なところの私化に置いております以上は、それは幻想であるということを断ぜざるを得ないのであります。(拍手)それは、共産主義といふものが最後の目標を達成する力革命によるところの世界の共産主義化に置いております以上は、それが明らかに幻想であるということを繰り返し断言して私は憚らないのであります。(拍手)「自由党に入つたらどうだ」と呼ぶ者あり)又そういうところの理想的な平和主義を抱いているところの人たちは、たとえ、そうした共産主義的な侵略があつた場合においても、本国の国民がその共産主義の侵略に対して手を挙げて、あえて反抗しなかつたらば、日本の平和は守れるのではないかということの仮定の上に立つところのものであります。(それが幻想やないかと呼ぶ者あり)併しながら、それは、我々が一時も早く加入するところを要求いたしておりますところの国際連合憲章が、かかる無責任なるころの侵略者、即ちアグレッサーにして、国連軍がこそつて反撲することを規定し、それが世界平和を維持するところの有力なるところの方法であるということを認めておる。我々が

れを承認いたしまするならば、そうして手を挙げて、あえてそれに反対しないことによつて日本の國士の平和を守ることができるというがごときこと、は、これ又非現実的なところの、極めて實際より遊離したるところの幻想であります。かくのごとき幻覺的なる誤まれる平和主義こそ、私は、日本の國士といふものを再びあの慘澹たるところの戰場の巷に化する最も捷徑であるということを、この機会に断ぜざるを得ないであります。(拍手)以上のような見解に基きまして、私は、それらの説をなすところの人たちに對しまして、我が党として反対いたすものであります。

委員会の審議におきましては別に質疑もなく、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第九より第三十九までの請願及び日程第四十より第六十一までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。

厚生委員長梅津錦一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第九より第三十九までの請願及び日程第四十より第六十一までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 只今上程されました請願七十三件、陳情七十八件につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

これらの請願陳情は、いずれも戦争犠牲者遺族の援護強化、元傷痍軍人の援護、母子福祉法制定等に関するものでありまして、特に引揚問題並びに遣族援護に關する小委員会に付託いたしまして、慎重なる審査をいたし、小委員長の報告を求め、なお本委員会におきましても更に審査を重ねました結果、いざれも願意は妥当なものと認

め、議院の会議に付して、内閣に送付を要すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。午前十一時三十九分休憩

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたしました。午前十一時三十九分休憩

号) の一部を次のように改正す

る。

第二條を削り、第三條中「妊娠

第4箇月」を「妊娠第4月」に改

め、同條を第二條とし、同條の次

に次の一條を加える。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。

厚生委員長梅津錦一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたしました。午前十一時三十九分休憩

死産立会証書」を「死産の事實を証すべき書面」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第九條 母の不明な死産児があつたときは、警察官又は警察官員を添附して、その旨を連絡なく発見地の市町村長に通知しなければならない。

第十條を次のよう改める。

死産届書、死産証書及び死胎検査書の様式は、厚生省令でこれを定める。

第十二条を次のよう改める。

過料の裁判は、簡易裁判所がこれを行う。

第十條を次のよう改める。

死胎検査書の様式は、厚生省令でこれを定める。

死胎検査の実施は、日本国との平和条約の最初効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

有毒飲食等取締令(昭和二年勅令第五十二号)

十一一年勅令第五十二号)

陸軍刑法を廃止する等の政令

(昭和二年政令第五十二号)

第七條

伝染病届出規則(昭和二年厚生省令第五号)

年厚生省令第五号)

(引揚者の秩序保持に関する政令の廃止)

政令(昭和二十四年政令第三百号)

は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例に

〔附 則〕
この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。
○梅津錦一君登壇 拍手
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く厚生省關係諸命令の措置に関する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。
先づこの法律案の提案理由につきまして御説明申上げます。日本國との平和條約の効力が発生いたしました場合、昭和二十年制定の勅令第五百四十四号、ボツダム宣言の受諾に伴い発する等の政令第七條、死産の届出に関する規程、伝染病届出規則及び引揚者の中止しましては、引揚接待護院設置令、有病飲食物等取締令、陸軍刑法を廃止する等の政令第七條、死産の届出に関する規程、伝染病届出規則及び引揚者の秩序保持に関する政令の六種の命令があるものであります。これららのうち、最後のものを除く五命令は、日本国との平和條約の効力が発生いたしました後におきましても法律としての効力を保持させる必要がありますが、ここに法律としての効力を有するものとして存続させよとするのであります。但しこれらのうち引揚接待護院設置令及び死産の届出に関する規程につきましては、字句等について所要の改正を行ふことにいたしてあるのであります。又引揚者の秩序保持に関する政令は、制定当初の目的をほぼ達成いたしました

〔審査報告書〕は都合により附録に掲載する。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により添付する。

昭和二十七年三月二十九日

衆議院議長 林 順治

参議院議長 佐藤尚武殿

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

第一條 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改める。

第二條 第二号を次のよう改める。

（一）外国人 日本の国籍を有しない者をいう。

第四章第一節中第二十二條の本文に次の二項を加える。

（在留登録の取得）

第二十二條の二 日本の国籍を離脱した者は出生その他の事由により第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、第十九條第一項の規定にかかるよ

2 前項に規定する外国人で同項の期間をこえて本邦に在留しようとすることは、日本に對し在留資格の取扱いを申請しなければならない。

3 第二十條第三項から第七項までの規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請(第四條第一項第十四号に該当する者とく。)の手続に準用する。この場合において、「在留資格への変更」とあるのは「在留資格の変更」とあるのは「在留資格の取得」と、同條第六項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間の記載」とあるのは「旅券の書換」とあるのは「旅券に在留資格及び在留期間の記載」とあるものとされる。

4 前條の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中「在留資格を変更」とあるのは「在留資格の取得」と、同條第七項中「書換」とあるのと同様の手続に準用する。この場合において、前條第一項中「在留資格を変更」とあるのは「在留資格の取得」と、

更」とあるのと、在留資格の瓦解二と、同様第二項中、旅券に記載された在留資格及び在留期間のまつ消を受け、且つ、当該券に永住許可の証印」とある。これは「旅券に永住許可の証印」とのみ替えるものとする。

第二十三條第一項中「外国人登録令(昭和二十一年勅令第二百号)による登録證明書」を「外国人登録登録法(昭和十七年法律第二号)による外国人登録證明書」に改める。

第二十四條第一項第四号「外国人登録に関する法令」を「外国人登録登録法(昭和十七年法律第二号)による登録證明書」に改める。

第二十四條第一項に次の二号を加える。

七 第二十二條の二第三項において適用する第二十條第六六の規定による在留資格及び在留期間の記載を受け、又は第七十條に次の二号を加える。

八 第二十一條の二第三項について適用する第二十條第六六の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十一條の二第四項において準用する第二十一條第三項に過して本邦に残留する者

の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けないで、第二十二條第一項に規定する期間を超過して本邦に残留する者

3 日本の国籍以外の二以上の国籍を有する者は、この法律の適用については、旅券（出入国管理令第二條第五号に定める旅券をいう。以下同じ）を最近に発給した機関の属する国の国籍を有するものとみなす。

(登録証明書の交付の申請)

第三條 本邦に在留する外国人は、本邦に入ったときはその上陸の日から六十日以内に、本邦において外国人となつたときは出生その他事由に因り出入国管理令第三章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるときはそれぞれその外国人となつた日又は出生その他該事由が生じた日から三十日以内に、その居住地の市町村の長（東京都の特別区の存する区域、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市については、区長。以下同じ。）に対して、左の各号に掲げる書類及び写真を提出し、外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

一 登録証明書交付申請書一通

二 旅券

三 写真（提出の日前六月以内に撮影された五センチメートル平面方形又は名刺形の無帽、且つ、正面面上半身のもので裏面に氏名及び出生の年月日を記入したものとする。以下同じ。）三葉

2 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、妄想を提出することを要しない。

3 都道府県知事は、第一項の申請の場合において、やむを得ない事

由があると認めるときは、同項に定める期間を六十日を限り延長することができる。

第一項の申請は、外国人が出生した場合には、父がするものとし、父が申請をすることができないときは、又は子の出生前に父母が離婚をしていたときは、母がしなければならない。

前項の規定によつて申請すべき者が申請をすることができない場合には、左の各号に掲げる者が、当該各号列記の順位により、申請をしなければならない。

一 同居の親族

二 前号に掲げる者以外の同居者

三 出産に立ち会つた医師又は助産婦

第四條 市町村の長は、前條第一項の申請があつたときは、当該申請に係る外国人について左の各号に掲げる事項を記載した外国人登録原票以上「登録原票」という。を作成し、これを市町村の事務所に備えなければならない。

一 登録番号

二 登録の年月日

三 氏名

四 出生の年月日

五 男女の別

六 国籍

七 国籍の属する國における住所又は居所

八 出生地

九 職業
十 上陸した出入国港（出入国管理令に定める出入国港をいう。）
十一 旅券番号
十二 旅券発行の年月日
十三 上陸許可の年月日
十四 在留資格（出入国管理令に定める在留資格をいう。）
十五 在留期間（出入国管理令に定める在留期間をいう。）
十六 居住地の地番
十七 所轄主の氏名
十八 世帯主との続柄
十九 勘務所又は事務所の名称及び所在地
二十 市町村名及び作成の年月日
二十一 市町村の長は、前項の登録原票を作成する場合には、その写票二葉を作成し、その一葉を都道府県知事に、他の一葉を都道府県知事を経由して入管管理庁長官に送付しなければならない。
二十二 都道府県知事は、送付を受けた当該登録原票の写票を分類整理しておかなければならない。
二十三 市町村の長は、都道府県知事の承認を受けた場合を除く外、第一項の登録原票を当該市町村の事務所の外に移動してはならない。
二十四 市町村の長は、第一項の登録原票を作成する場合において、外国人登録の正確な実施を図るため、同項各号に掲げる事項について、事実に反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、当該職員をして事実の調査をさせることができる。

7. 当該職員は、市町村の事務所に外の場所において前項の行為をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(登録証明書の交付)

第五條 市町村の長は、前條の登録原票を作成する場合には、あわせて、当該申請に係る外国人について、同條第一項各号に掲げる事項を記載した登録証明書を作成し、これを当該申請をした者に交付しなければならない。

(登録証明書をき損し、又は汚損した場合の引替交付)

第六條 外国人は、その登録証明書が著しくき損し、又は汚損した場合は、その居住地の市町村の長に対し、左の各号に掲げる書類及び写真にその登録証明書を添えて提出し、登録証明書の引替交付を申請することができる。

一 登録証明書引換交付申請書

通

二 写真三葉

2. 前項の申請の場合において、上四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3. 市町村の長は、第一項の申請があつた場合において、その登録証書が著しくき損し、又は汚損していると認めるときは、当該書きし、又は汚損した登録証明書を求めることができる。

4 き舊えに新たに登録証明書を交付しなければならない。

4 市町村の長は、著しく損失、又は汚損した登録証明書を携帶する外国人に対し、当該登録証明書を返納して第一項の申請をすべきことを命ずることができる。

5 第三項の規定により交付する登録証明書については、き損し、又は汚損した登録証明書の交付の日をもつてその交付の日とする。

6 第三項の規定により新たに登録証明書を交付した市町村の長は、き損し、又は汚損した登録証明書を經由して入国管理局長官に送付しなければならない。

(登録証明書の再交付)

第七條 外国人は、紛失、盜難又は滅失に因り登録証明書を失つた場合には、その事實を知つたときから十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、左の各号に掲げる書類及び写真を提出して、登録証明書の再交付を申請しなければならない。

一 登録証明書再交付申請書二通

二 再交付申請理由書二通

三 写真三葉

四 前各号に掲げるものを除く外、市町村の長が特に必要と認める書類

5 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

3 市町村の長は、第一項の申請あつた場合には、当該登録証明書の紛失、盜難又は滅失があつたと認められるときに限り、都道府県

知事の承認を受けて、登録証明書を再交付するものとする。

前項の規定により登録証明書を再交付したときは、紛失、盜難又

は滅失に係る登録証明書は、その効力を失う。

を受けた場合において、紛失又は

監禁に囚り失つた登録証明書を回復するに至つたときは、すみやかにその居住地の市町村の長に付

し、当該登録証明書を返納しなければならぬ。

市町村の長は、前項の規定によ

り返納を受けた登録証明書を、
道府県知事を経由して入国管理庁

長官に送付しなければならない。

登録証明書については、紛失、落

書の交付の日をもつてその交付の日とする。

(居住地の変更に伴う居住地の記載の書換)

第八條 外国人は、居住地を変更し、
本籍の登記を除く二回以上、現居地の登記を

市町村の長に対し、居住地変更届

書を提出し、その届出があつたことを証する文書を請求しなければ

2 外国人は、前項の届出をしたと
ならない。

きから十四日以内に、新たに居住しようとする市町村の長に対し、

居住地書換申請書に登録証明書及び前項の文書を添えて提出し、登

録証明書の居住地の記載の書換を
申請しなければなりません。

前項の申請を受理した市町村の事務所へ、名簿一本、申請書類一式を提出する。

書の居住地の記載の書換をするとともに、第一項の文書を発給した市町村の長に対し、すみやかにその外国人に係る登録原票の送付をする。市町村の記載の書換をしなければならない。
前項の規定により登録原票の送付を受けた市町村の長は、その居住地の記載の書換をしなければならない。
市町村の長は、第二項の申請の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、都道府県知事の承認を受けて、同項に定める期間を十四日を限り延長することができる。
外国人は、一の市町村の区域内で居住地を変更した場合には、その市町村の長に対し、居住地書換申請書に登録証明書を添えて提出し、登録証明書の居住地の記載の書換をしなければならない。
前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに当該外国人に係る登録証明書及び登録原票の居住地の記載の書換をしなければならない。
(都道府県又は市町村の廃止分合による都道府県若しくは市町村の廢止分合若しくは境界変更等に伴う居住地の記載の書換)
第九條 外国人は、その居住地の属する都道府県若しくは市町村の名称の変更等に伴う居住地の記載の書換があった場合は、その属する市町村に異動があつた場合又はその居住地が新たに属することとなる居住地が新たに属することとなる。

つた市町村又は当該名称の変更があつた市町村の長に対し、居住地以外の記載事項に変更を生じた場合には、当該変更の事由が生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、書換申請書に登録証明書及び登録原票の居住地の記載の書換をしなければならない。

(居住地以外の記載事項の書換)

第十條 外国人は、登録証明書の居住地以外の記載事項に変更を生じた場合には、当該変更の事由が生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、書換申請書に登録証明書を添えて提出し、当該記載事項の書換を申請しなければならない。

2 前項の申請を受理した市町村の長は、すみやかに当該外国人に係る登録証明書及び登録原票の記載事項の書換をしなければならぬ。

3 市町村の長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、記載事項の変更を証する文書の提出を求めることができる。

4 第八條第五項の規定は、第一項の申請の場合に準用する。この場合において、第八條第五項中「第二項」とあるのは、「第十條第一項」と読み替えるものとする。
(登録証明書の有効期間)

三十日以内に、登録証明書を居住地の市町村の長に返納し、第三條第一項各号に掲げる書類及び写真を提出して、新たに登録証明書の交付を申請しなければならない。

3 前項の申請の場合において、十四歳に満たない者については、写真を提出することを要しない。

4 市町村の長は、第二項の申請があつた場合には、遲滞なく新たに登録証明書を交付しなければならない。

5 第三條第六項の規定は、第二項の申請をした場合に準用する。この場合において、第三條第六項中「第一項」とあるのは、「第十一條第二項」と読み替えるものとする。

(登録証明書の返納)

6 第十二條 外国人は、本邦を出国する場合には、その者が出国する出入国港において入国審査官(入国管理署設置令(昭和二十六年政令第三百二十号)に定める入国審査官をいう。以下同じ。)に登録証明書を返納しなければならない。

7 外国人は、外国人でなくなつた場合には、その事由が生じた日から十四日以内に、居住地の市町村の長に、の長に登録証明書を返納しなければならない。

8 外国人が死亡した場合には、第十五條各号に掲げる者が、当該各号の順位により、その死亡の日から十四日以内に、死亡した外国人が居住していた市町村の長に、死亡した外国人の登録証明書を返納しなければならない。但し、当該外国人の居住地が死亡地と異なる場合には、死亡地の属する市町

4 村の長を経由して居住地の市町村の長に返納することができる。
4 前二項の規定により登録証明書の登録証明書を都道府県知事を経由して入國管理庁長官に送付しなければならない。

(登録証明書の携帯及び呈示)

第十三條 外国人は、常に登録証明書を携帯していなければならぬ。

2 外国人は、入國審査官、入國警備官(入國管理庁設置令に定める入國警備官をいう)、警察官、警察吏員、海上保安官、鉄道公安職員その他外務省令で定める国又は地方公共団体の職員がその職務の執行に当たり登録証明書の呈示を求めた場合には、これを呈示しなければならない。

3 前項に規定する職員は、その事務所以外の場所において登録証明書の呈示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の規定は、十四歳に満たない外国人には適用しない。

(指紋の押なづ)

第十四條 外国人は、第三條第一項、第六條第一項、第七條第一項又は第十一條第二項の申請をする場合には、政令で定めるところにより、登録原票、登録証明書、登録証明書交付申請書、登録証明書引替交付申請書、登録証明書再交付申請書又は指紋原紙に、指紋を押なづしなければならない。

十三條第三号但書の規定に基き、國會の承認を求める。

〔参照〕
日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定(案)

日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定

日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定
この協定の署名者たる連合國政府及び日本國政府は、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコで署名された日本国との平和條約第二十一条に従つて同條約第十五條(a)の解釈及び実施に関する紛争の解決のための手続を設定することを希望し、次のとおり協定した。

第一條

平和條約第十五條(a)の規定に従つて財産、権利又は利益の返還の申請がされた場合には、日本國政府は、その申請があつた日から六箇月以内に、その申請についてとつた措置を當該連合國政府に通知しなければならない。連合國政府が同條約第十五条(a)及び連合國財産補償法(昭和十六年法律第二百六十四号)の規定に従つて補償の請求を日本國政府に提出した場合には、日本國政府は、その請求が提出された日から十八箇月以内に、その請求についてとつた措置を當該連合國政府に通知しなければならない。連合國政府が、日本國政府からその措置について通知を受けた後六

箇月以内に、その申請又は請求を以下に定めるところにより設置される委員会に最終的決定のため付託することができる。

第二條

この協定のための委員会は、日本國政府に対する連合國政府の書面による要請があつたときに設置されるものとし、且つ、当該連合國政府が任命する委員一人、日本國政府が任命する委員一人及び両政府の合意によつて任命される第三の委員の三人の委員からなるものとする。各委員会は日本國(当該連合國名)財産委員会と称する。

第三條

日本國政府は、同一の者を二以上

の委員会に勤務するよう任命することができる。但し、当該連合國政府が別の一又は二以上の委員会における当該日本委員の勤務のため委員会の業務が不适当に遅れると認めるとときは、日本國政府は、当該連合國政府の要請に基いて新たな委員を任命しなければならない。連合國政府及

び日本國政府は、第三の委員として、他の委員会で第三の委員として勤務している者を任命することに同意することができる。但し、当該連合國政府又は日本國政府が別の一又は二以上の委員会における当該第三の委員の勤務のため委員会の業務が不适当に遅れると認めるとときは、日本國政府が、當該連合國政府の決定を最終的であり、且つ、拘束力を有するものとして受諾しなければならない。

第六條

各政府は、各自が任命する委員の報酬を支拂わなければならない。日本國政府は、委員を任命しなかつたときも、同政府のために任命された委員の報酬を支拂わなければならない。各委員会の第三の委員の報酬及び各委員会の経費は、當該連合國政

府及び日本國政府が決定し、且つ、均分して負担しなければならない。

第七條

委員会の委員の過半数による決定は、委員会の決定とする。當該連合國政府及び日本國政府は、この委員会の決定を最終的であり、且つ、拘束力を有するものとして受諾しなければならない。

第八條

この協定は、平和條約の署名国の政府による署名のために開放されるものとする。この協定は、連合國政府及び日本國政府がこの協定に署名

から三十日以内に委員を任命しなかつたとき、又は両政府が第二條に掲げる要請があつた日から九十日以内に第三の委員の任命について合意に達しなかつたときは、それぞれ、既に委員を任命した政府又は當該連合國政府若しくは日本國政府は、國際司法裁判所長に前記の委員を任命するように要請ることができる。委員会の委員に生ずる欠員は、第二條及び第三條に定める方法で補充するものとする。

第九條

この協定は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証原本を各署名政府に交付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日に各自の政府のためにこの協定に署名した。

第五條

この協定に基いて設置される各委員会は、正義及び平衡に合致する規則を探査して、それの手続を決定しなければならない。

第六條

〔有馬英二君登壇、拍手〕
○有馬英二君 只今議題となりましたボソダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

この法案は、平和條約の効力に伴ういわゆるボソダム命令の措置の一環として外務省関係の諸命令を改廃せんとするものであります。政府の説明によれば、外務省関係のボソダム命令は、出入国管理令、入国情理令設置令、外国人登録令、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令、朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南の鹿児島県又は沖縄県に有する者登録令の五件でありまして、右のうち出入

の上これに代るものとして外国人登録法を制定し、他の二件は廃止するのが本案の趣旨でございます。

第一、出入国管理令の一部改正は、連合國最高司令官による外国人の入國

許可制その他占領に附隨する諸規定が平和條約発効に伴う措置として削除されております。又新たに「在留資格の取得」という一條を設けて、本邦内に

おける外國人の出生等に対しても在留資格の新規取得を認め、なお平和條約発効に伴い日本の国籍を離脱する台灣人と朝鮮人のために、その在留資格及び在留期間は別に法律で定めることとされております。

第二、出入国管理令の一部改正は、

即ちこれらの台灣人、朝鮮人は、出入国管理令の適用については、原則としては一般外國人と同等なのであります。が、国籍の転換に際して適当な経過措置が必要と考え、これらの人たちを二つに分類し、昭和二十年九月二日以前から引続き在留しておる者につい

ては、別に法律で定めるまでそのまま在留資格を定めることなく在留せしめを、その法律というものは日韓会談等によつて措置が定まつてから制定するといふのであります。又同年九月三日以後入国した者については差当り六ヵ月

引続き在留資格を認め、この法律施行後三ヵ月以内に在留資格の取得の申請をなすべきことを定めておるのであります。

ます。
第二に、入国情理令設置令も一部を改正するのであります。これは管理令の改正及び登録法の制定に伴う條文の改正の上存續し、外国人登録令は廃止

官報 (号外)

整理と札幌市に出張所を設置するための改正であります。

第三に、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令は、平和條約効力後においては、西南諸島との関係を考慮しては、この地域よりの内地渡航の自由を確保したい趣旨から撤廃するものであります。

本委員会は、本案が法務委員会の所管とよ闇連いたしますので、四月三日、十五日、十七日、二十二日及び二十四日の五回に亘り法務委員会と連合委員会を開き、引き続き二十五日、二十六日及び本二十八日の三日に亘り外務委員会を開き、通計八回の委員会において文字通り慎重審議をいたしたのであります。

次に質疑の主なものを御説明いたしましたが、本案と関連する外国人登録件数も一括審議に付したこと御承知願いたいと存じます。

質疑において最も論議せられましたのは、出入国管理令についてであります。即ち同法令は昨年十一月より一般に適用されることになり、管理令による監視されたものでありまするが、この管轄令が平和條約効果と共に外国人となる者数数十万に及ぶ在留朝鮮人並びに台韓人とむる居住、強制退去等の規定がこれの人々に如何よき適用され得たかが質疑の焦点になりました。

先ず連合委員会の模様を申上げますと、羽仁、伊藤、吉田諸委員等により、當つて地方裁判所から許可状の交付に委ねておるのは法の濫用に陥る危れはないか。又入国審査官は違反調査に當つて

を受けるが、令状に等しい許可状を交付する際、裁判所に拒否権がないよう

に解される規定は、司法権の独立を実現する處があること、容疑者収容の意味如何。通計六十日の収容期間を認められておるのは、刑事案件における通計二十三日に比し苛酷ではないか。密告者に対する報償金の制度。登録に際して指紋を捺印するがときは意の外

人に悪感情を與える結果になりはしないか等、主として管理令の規定に基本人権を侵害するようなものが多いことを指摘されたのであります。これに対し政府側より、「この法令は、米国、カナダ等諸外国の立法例をも参考とし、國際慣習に則つて作成したものであり、その運用は十分民主的に行なうのであること。裁判所が許可状を交付するに当つては、提出された資料によつて判断するもので、この制度は行政権の濫用を防止するに効果があり、不當に行政権の責任を裁判所に負わせること

ものではない。六十日の收容期間は、被疑者の救済手続に必要な期間をも含めたもので、処罰の趣意ではなく、飽までも行政措置の建前であること。被告者に対する報償金の制度は潜在不法入困者発見のための止むを得ざる措置である」等の答弁がありました。

次に最も論議されましたのは、管令二十四條に列記せられた強制送還に関する規定についてであります。例ば「四項のハ、ニ、ホにおける貧困者生活保護法の適用対象になつておるや鬱思者等は直ちに退去せしむる。か、オ、ワ、カ、ヨに規定する政治活動に参加する者の退去は如何なる内法を根拠としたのか。国内法で違とせぬ者を單に好ましくない者とし

退去せしむることは納得ができない。
破防法等よりも更に行き過ぎの規定で

はないか」との質問に対し、「貧困や患者であるという理由だけで送還するつもりはない。悪質の者を送還する途を開いておくためで、運用には十分注意を怠らなければよいようにする。オ、ワ等に規定した者が外国人として在留することは日本に甚だしく違

惑であるという観念からの行政措置で、国内立法との関連はない。要するに二十四條は制裁の趣意ではなく、日本本の立場から見て在留されては困る人々の退去を求める途を開いておられた政策である」この答弁がありました「又、朝鮮と中国が現在二つの攻撃権を握り分れておる現実から見て、在日朝鮮人、台灣人に対する整蠱の施行は韓民国と台灣の中國政權の国境を強化するのではないか」との質問に対し、「国籍は相手国の国籍法が決するものであり、日本の立場で左右し得るもの

相手は、例えば朝鮮については大韓民国であるので、韓国籍を欲する者は韓国籍をとるであろう。併しそれを欲しない人もあるうから、登録に当つては便法を設け、朝鮮という表現も認めて、その居住を許し、日韓会談の結果によつて永住の問題も解決するのである」との答弁でございました。

かくて四月二十四日、五回に亘法務委員会との連合委員会を閉じ、十五日より外務委員会に移り、二十一日、二十八日に亘り続開いたしたのあります。二十五日には岡崎國務大臣の出席を求め、岡田、曾祢、杉原、岩谷各委員の質問が行われました。その要点は「管理令第二條の六項の経過

定は終戦前から本邦に居住する朝鮮人等に永住を認める趣旨であるか。若

認める趣旨であるならば法文に明らかにすべきであり、併せて関係者に安泰を與えるために別に政府声明等を発する必要がある。上頃中止を制定した政令を一部改正として管理令を提出した理由はどうか。何故に登録法のごとく法律として提出しなかつたのか。そのは

管理令二十四條の運用方針等につき問題があつたのに對し、管理令第二條項の規定は大体永住を許可する旨みである。ただ永住の條件等は日韓会談の議題であつて、相互主義の建前もあり、法文に明示は困難であること。
管理令は講和後の事態を予想して作られており、現在においても修正の個所を極めて少ないので、一部改正として提したこと。管理令第二十四条については十分運用に注意し、末端機關の行過ぎを監督する方法を講ずる」旨を弁したのであります。

統して二十六日には更に問題の要點を検討するため、各派代表委員会各一名を以て小委員会を構成し、午後日に亘つて熱心に討議いたしました。小委員長の報告によれば、小委員会においては、管理令第二條六項の現行明確化し、終戦前より居住する朝人等が簡易手続で引続き在留し得ることを法文に盛ること、強制退去の合、本人の希望を徵して送還先を決定すること、第二十四條の規定中の不當なものの削除等について研究いたたきであります。小委員会終了の後、外務委員会を續開いたし、小委員長報告があり、更に審議の後、質疑は了いたしました。

本二十八日討論に入りましたが、
論においては、民主クラブ大隈委員

り、附則第一項但書の修正案が提出されました。これは、入国管理厅札幌張所が四月一日より設置される旨の案を講和発効の日よりとするための附の関係より生ずる機械的な修正であります。大隈委員は右の修正を除き案に賛成されました。

次いで社会党第一控室暫委員によつて修正案が提出されました。その趣意は、終戦前より本邦に居住する朝鮮人等に引続き居住を認める政府の意思であるならば、その趣意を明文化すべくで、管理令第二條六項の経過規定はその点明確を欠くので、これを削除し、別に附則として簡易手続による在留資格と在留期間を認めて、その者の在留資格は別に法律で定めること、又強制送り出しが當つては、その者の国籍又は市民の属する國につき特別の事情ある者については、本人の希望を微して遅延せ

を決定する趣意を繰り込んだものであります。
次いで自由党平林委員より原案に對する成の發言があり、次に岡田委員より社会党第四控室、第一クラブ、共産党を代表して、修正案を提出されました。その趣意は、管理令第二條六項規定は、在留を認める趣意が不徹底であるから、これを端的に「別に法律で定めることにより本邦に在留することができる」と改正すること、管理令第二十四條の送還規定は別に法律で定めること、又送還手續についても適用しないこと、又送還手續については大体管委員と同様、本人希望を徵すること等であります。
以上で討論を終り、採決に入りましたところ、多數を以て政府原案中附

これらの人々は戦前までは日本の国籍を持つておりました同胞でございました。そうして多くの人々は長い間本邦におきまして日本人と同様に暮し、又日本人を妻とし、子供さえ、もうけておるかたも多いのであります。又、中には、自由意思で日本に参りまして居住、職業を得たのではなくて、戦争中徴用等によりまして強制的に連れられて参つた人々もあるのであります。これらの人々は普通外國から入つて参りました外國人とは甚だ異なつた社会的性情を持つものであります。直ちに一般的の外国人と同じに取扱うことは、政治的、経済的、社会的に見まして、又国際的に見まして、問題があるのであります。政府もこの点につきましては若干の考慮を拂い、ボツダム宣言の受諾に伴い云々の法律案の第二條にその規定を設け、又只今岡崎国務相よりの言明もあつたのであります。これでは決してこれらの人々を公正に待遇しておるものとは言えないのであります。第二條の第六項には「別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。」云々と定めてあります。これでは、例えれば大韓民国との取扱ができるまでで、それから先のことはわからぬことになり、著しく朝鮮の人々に不安を與えておるのであります。私どもは、先ず原則的にこれらの人々が本邦に永住することができるということを認めまして、然る上にその條件を定めるとして、従来同胞でありますこれらの人々を待遇する公正な途であると確信するのであります。

第二の点は、強制退去の問題であります。ボツダム宣言云々の法律に基きなる出入国管理令第二十四条の規定を上記の人々に適用する問題であります。もとより法に違反する者が罰せられることは当然であります。長年内地に在住し、日本に生活の根拠を有する者、日本人配偶者といたしまして子供を持つておる者を、今後直ちに一般の外国人と同じに取扱い、行政官の認定だけで直ちに強制退去を命ずることは、幾多の社会問題を起す虞れがあるのであります。この法律が施行されるという不安から内地在住の朝鮮人の間に非常な不安が生じ、そのために騒擾さえ起つておるのであります。私は、この法律をこれらの人々に直ちに適用することなく、別に法律を定めて運用することが、今後引き続内地に在住するこれらの人々との関係を調整していく上に必要であると信ずるものであります。

て、これらの人々が大韓民国によつては政治上に呼ぶ者あり）即ちそういう人々は政治上の理由から直ちに投獄されるか或いは殺されるという場合も予想されるのであります。こういう可能性があります。又場合に、法の定めるところであるとして大韓民国に送り付けることは誠に人道上の重大なる問題であります。又台湾にある蔣介石政府を認めない中国人の場合についても同様のことが生ずる虞れが多分にあるのであります。かかる特別の事情のある場合には、如何なる國又は地方に送られるかを本人の希望するところによつてきめるのが妥当であろうと信ずるのであります。然るに本法にはその規定が設けられてないのでありまして、これ又本邦在住の朝鮮人、中國人の間に非常な不安の種となつておるのであります。

この両法、特に出入國管理令には更に幾多の反対すべき理由があるのであります。即ち第二十四條のオ、ワ、カ、ヨの規定のことは、先の團体規正令と同じ内容を持つものであります。今国会に提出されております破壊活動防止法案以上に、政治活動の自由を侵害する規定でございまして、これの濫用は恐るべきものがあなうと思われる所以であります。又出入國管理令第二十四條第一項各号の一に該当すると思われる外国人に対しまして、入國警備官は刑事訴訟法に定められた手続によらずして、違反調査、隙検、搜査、押収等を行うことができ、その主任審査官の発付する收容令書たゞで容疑者を三十日も收容することができ、

き、更にそれを三十日間更新することができるのであります。かくて入国官吏による下級官吏によりまして、容易に人の身柄を六十日も拘束することができるよう定めてあるのであります。これらは行政官に過当に広大な権限を與え、全く憲法に定められた基本的人権の精神に相反するものであると言わなければなりません。(「その通り」と呼ぶ者あり)私は以上述べました理由、及び時間の都合で申述べましても、が、なおその他の理由によりまして、両案に対して反対するものであります。

○會務益君　私は日本社会党第一控室を代表いたしまして、只今提案されました二つの法案に対しまして反対の意見を述べるものでございます。
すでに外務委員長から、相当詳細に亘りまして外務委員会におきまする両案の審議につきましての御報告がなされたのであります。これを要しまするに、問題点は、先ほど岡田君も御指摘になりましたように、大体二点に盡きたのであります。第一は、朝鮮人、台灣人の諸君に対しまして居住を認めて行く、これが政府の原案では極めて明確を欠いておるためには、これをいま少し明確にしておくべきではないか。それから第二点は、強制送還に関しましてどの程度の手心と人道的な取扱をすべきか。又これを如何に法令上明らかにして行くか。更に又、法令上以外にも、これを政府の声明或いは答弁等を以て明らかにし得るものは成るべくこれを明らかにしなければならない。この点に関しては、大体におきまして、外務委員長の御報告にもありますたように、委員会の各派代表を以て構成された小委員会の意見も一致しておつたと言つて決して過言ではなかつたのであります。然るに我々の主張にもかかわりませず、政府においては原案通りにこれを主張する、ここに問題があるのであります。

○副議長(三木治朗君) 曾祢益君

右朗君
骨

卷之三

りまして、殊に韓国との交渉においてはこれが講和発効の時までできておらない。このことが成立しなかつた。しなかつたことによつて、不當に又不必要に關係者に不安を與えておるのじやないか。この責任は決して看過されではならないと存うのであります。私は、これらの朝鮮人、台湾人の諸君が……相互主義の原則に基いて、日本の国民にして朝鮮、台灣等に平穏に居住された同胞が、原則として同様に、朝鮮、台灣等において居住権を認めらるべきであるという主張を持つておるものでござります。併しこれは現実におきまして、現に多くの人が派遣されておるのであります。従いまして、この現状を考慮しましたときに、我々、一方的にいたしましても、日本に引き続き在住されるこれらの人々が対しまして事実上おるこれらの人々に對しまして差支えない。政府も大体そのつもりでおる。こういうふうになつておるにかかわらず、韓国との交渉がまだできておらないために、その内容が言えない。かような形式的な論理の下に余計な不安を持たしておるのではないか。醸しておるのではないか。然らばその点をもつと明確に法令を以てその不安を除去するのか、これは少くとも議会の機能として各派が超党派的にこれを支持すべき当然の理由があると考えるのでござります。然るにかかるわらず、この点につきましては反対せざるを得ない。政府が原案を改めようとなし、改めて我々としては遺憾ながらかかる法律に対しましては反対せざるを得ないであります。

第一は、強制送還をすべき種類、いわゆる入国管理令の第二十四條をどの程度に解釈し、各項目に該当すべき人たちに對して、朝鮮人、台灣人についてどのように運用して行くか、この問題でござります。この点につきましては岡崎國務大臣から只今も説明がありましたが、これ以上にもつと詳細に、而も明確に人道的な見地から、貧困等の理由により國又は公共団体に負担をかけておる人たち、或いは癆病その他の理由によつて病院に入つておる人たち、精神病患者、これらの諸君に対しても、はつきりと適用を除外するといふことをいま少し明確にすることが当然に必要であると思うのであります。私は同時に、強制送還の問題は、朝鮮、台灣との協定ができるまでは全部これをストップしておく、適用しない、かのような考え方は理諭的にもおかしいと存じます。而うして、さような現わし方をするならば、却つて朝鮮、台灣との間の話合ひが付いた後は一体どうするのだ、この不安をやはり関係者に残すでありますよ。従つてさよなことは私は贅成いたしませんが、少くとも政府がこの際もう少し明確に不安を除去するような措置をとるべきだと存づるのであります。法律を犯したいわゆる悪質なる者に対して特にこれを販借するようなことは断じて不可であります。併し人道的な國民として待遇すべき氣の善な人たち、これに対する处罚はもつとく明瞭にして何ら差支えないのであります。これが私たちの主張であります。

第二の点は、強制送還に關連いたしまして先ほど岡田君からも指摘されました送還先の問題でござります。この点につきましては政府の今日までの答弁は全く一つの法理論にのみ立つてゐる所であります。即ち朝鮮人につきましては韓國政府が当然の管轄権を持つてゐるから、その送り先もすべて韓國政府でいいはずであるとの主張であります。私たち岡田君のお説と違います。ただ送還先の問題として、韓國政府が現状におきまして國際連合が認めておる唯一の合法政府である、この立場を日本としてもとるべきだと存じます。併しながら、事、送還に当りますては、実際問題として、韓國政府に渡すことが、韓國政府の支配地域に送還することが現に明白な人道上適当ならざる場合があるやに存じます。さような場合にただ法理一片を以ちましてこの問題を処理すべきではないことは申すまでもないと私は考えるのであります。話は横道にそれるようになりますが、現に朝鮮の停戦協定の話合いにおきまして、国連側は、北鮮捕虜に対しましても、現実に南鮮側に蘇返り打った人たちを北鮮に送り返すことは、非常な人道問題であるから、それはできない、かような立場をとつておることは御承知の通りであります。そのこと自体の是非は別といたしまして、我々日本政府として、国会といたしまして、同様な人道的な考慮を拂うべきは私は異存のないところであります。然るにそれに対する政府の説明は全く不十分である。不安であります。又同様に台灣人、旧台灣人についても同様であります。台灣政權が当然旧台灣人に対する管轄国である、所轄國である、これらの理由のみを以て台灣人送

(拍手)

これらの人々がそれ／＼中国本土或いは台湾に送還されるような場合に同様な人道問題を取扱うことは断じて不可であります。更に又戦前から中国人として日本におつた諸君につきましても、ございまして、私たちといたしましては、これらの人々がそれ／＼中国本土或いは台湾に送還されるような場合には、送還の原則は、先ほど申しましたように、道問題を起すことは明白でございません。従いまして、私たちといたしましては、これらの送還に当たりましては、送還の原則は、先ほど申しましたように、道上の運用で手心を加うべきものは別とし、送還はすべきであつても、送還先については人道上に支障を来たさないような措置、具体的には本人の意向を徵した上で決定すべきだ、本人の意向により決定するということは、これは行き過ぎであります。いずれの政権におきましても、自分の政権のみが全国民に対する管轄権を持つておるのだ、日本が勝手に送還先を本人の意向のみによつて決定されることは困ります。従いまして、本人の意向を徵してこれを決定する、これこそ正しい行き方ではないか。さような見地におきましていろいろ、政府の意向も徵したのであります。が、遺憾ながら我々の意見は容れられなかつたのであります。

甚だ遺憾でありまするが、この状況におきまして原案をそのまま通過させることには我々としては良心的に賛成できかねる。かよな意味におきまして、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係諸命令の措置に關する法律案、委員長報告の案に対しまして反対いたします。同時に外国人登録法も、その関連におきまして、遺憾ながらこれに対しても反対することを申上げる次第であります。

○副議長(三木治助君) 大山郁夫君
(大山郁夫君登壇、拍手)
○大山郁夫君 謙長並びに議場の皆様、私は第一クラブを代表してといふわけではありませんが、第一クラブは、言論寛容の精神から、私に、ここに立つて今問題になつております法律案に対して私の個人的意見を述べることを許されたので、そういう意味でここに立つてゐるものであります。
法律案の題名が非常に長いので、ちよつと言えませんが、ともかくボツダメ宣言の受諾に伴ひ云々の法律案。その中でも殊にこの出入国管理令並びに外国人登録法案、それを私の主題にして、ようと思つておりますが、而も私はあの出入国管理令のうちにある強制送還の規定のみに私の問題を限ろうとしている。又強制送還に關しましてはすでに二名のかたからも反対意見を述べておられるので、成るべく重複しないように、違つた角度から私の意見を述べてみたい、こういうふうに考えております。殊に私は、今日、日本の對世界態度の進路を決定する上において非常に大きな意味を持つてゐるこのアジア問題、その立場からこの強制送還の問題を見てみたいと思うのであります。
今日におきましてアジアに、非常に大きな連帯性の問題がアジア人を刻激している。アジア諸民族間の連帯性のあるし、又從來のアジアを統治しておつた帝國主義の諸國家が、アジア問題が限りなくむづかしさを加えて来たというふうに考えてゐるのも、やはりアジアにおいてこの連帯性の意識といふものが猛然と頭を持ち上げて來たと

ろから来ているものであると思うのであります。アジアにいろいろの民族がある。又アジアにはさまざまの政体があり、又アジアにはさまざまな人種が行なわれてゐるし、又所によつていろいろのイデオロギーで支配されている。民族もあるのだが、併しそういうような政体であるとか、又人種或いはイデオロギーとか、そういうものを超越して、今アジア人は一つの連帯性の意識によつて刺激されている。その連帯性の意識といふものが一体どこから来たもので、あるかといふことは、アジアの各民族が、過去二世紀間アジア人を離れて来た帝国主義支配或いは植民地的支配から最終的に解放されたい、その念願から來ているものであるということを我々は信じてゐるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)このイデオロギーとあいのインドのネール首相、あれは本国においては共産党と争つてゐるのであるが、併しながら国外に対しても、第一、中華人民共和国を認めていた。そしで又国際連合にこの中華人民共和国を入れなければならぬということを主張してゐる。或いは又カイロ宣言によつて台湾問題といふものは解決せらるべきものであるといふことも主張しているのであります。こういうことは、皆、彼のアジアの連帯性の意識から來ているものであると私は考へるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)

それで、先ず第一に、今まで我々の手を取つて日本人として生活してゐる。即ちアジアにおいて、コロニアリズム、植民地的の支配といふものが、日本人がそうであつて、今日からその国籍を失つてしまつて、そういうことを聞きましたが、とにかくそういう人だけの問題ではない。この問題の関連するところは實にアジア全土に及ぶものであり、そして、この問題といふものはアジアの十億の全民衆に関係するところの大問題であると我々は考へてゐるのであります。(拍手、「そうだ」と呼ぶ者あり)その点からこの問題を把握してみたいと思うのであります。

この強制送還の條項は、非常に非道的であり、非民主的であり、反動性を帶びてゐるものであると同時に、極端に反アジア的性質を帶びてゐるものであるといふことを我々は断言するのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)

それで、先ず第一に、今まで我々の手を取つて日本人として生活してゐる。即ちアジアにおいて、コロニアリズム、植民地的の支配といふものが、日本人が朝鮮人に在留しているところの六十万の朝鮮人諸君とか、或いは又同じく日本に在留している四万五千かの台湾系の人々、まだ日本人だとしても、今日からその国籍を失つたということを聞きましたが、とにかくそういう人だけの問題ではない。又そういう人の背景をなしてゐるところの全朝鮮、全中国だけの問題ではない。この問題の関連するところは實にアジア全土に及ぶものである。この再軍備によって作られる兵力といふものは大陸に向つて送られようとしておる。こういうことはずつと前からあつて、私がまだ外国に亡命中の、前の占領が行われておるときに、連合軍の一将官がこういふことを言つておつたといふことを新聞で見て驚いたのである。その将官はこうつたのである。その将官はこう言つた。「日本人の智力、体力、精神力、そういうものから比べてみれば、日本人は非常に立派な兵隊になれるのだ。私はこういう日本人を軍隊に編成して、これを指揮して戦つてみたい」と、こういふことを言つておつたのであります。が新聞に書いてあつたのであります

ソリックの団体であるところのナイト。オブ・コロンバスのその会合で演説しました。即ち彼らの相手は、戦争の相手といふものは韓国の兄弟たちであつて、或いは中国の義勇軍でありますから、同じくアジア人同士であつて、彼らはアジア人としていわゆる殺し合うというよだ「その通り」よく考えてみろ」と呼ぶ者あり)日本大韓民国と申しますか、それの政府の手に引渡そうとする、或いは又台湾のほうへ引渡そうとする、こういうようなことをしておる。勿論これは第一に世界人権宣言の精神に背いておる。幸福を追求する権利とか、或いは国籍を選択する権利というものはもう脚下に蹂躪しておるから、非常に重大な問題であるが、更に我々はその反アジア性を見なければならない。私は多くの朝鮮人諸君から、若し彼らが朝鮮へ強制送還され、李承晩政府の手に渡されたならば、その結果がどういうものであるかといふことをしばり私に語られたことがあります。李承晩政府の手に渡されたその中にこういふことが彼らは言つておつた。さつき誰か、岡田君から申されました。が、或る場合には投票され或る場合には死刑に処せられ、又多くの場合においては韓國軍隊の中に編入される。そして訓練されて戦場に送られる。こういうことを恐れておる

のであるかということを恐れておるのではありません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)それで、先ず第一に、今まで我々の手を取つて日本人として生活してゐる。即ちアジアにおいて、コロニアリズム、植民地的の支配といふものが、日本人が朝鮮人に在留している。彼らは考へておる。若し彼らが韓國軍隊に編成されて、そうして戦場に送られるときには、一体、誰と戦う人々が、もう講和條約の発効といふことを憂えておるのはないのであります。即ちアメリカに帰られた。そしてカーボルド大使がアメリカに帰られた。そうしてカーボルド大使の命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案外二件

彼らは彼らの不安というものが決して杞憂でないということを十分に知ることができます。(拍手)そういうような例は幾らでもあります、ともかくこのアジア人同士相殺し合うということに対する我々はもう今後そういうようなことをしない、いわゆる不戦アジアの誓いということは、今後日本人がとらなければならぬ非常に重大な立場であるということをかねて主張しておつたのであります。が、この点からやはりこの強制送還の問題を我々は見ておるのであります。

それからもう一つは、この強制送還の問題、即ち朝鮮人或いは台湾人の国籍選択の権利を奪うということ、この半面は、やはり内政干渉主義、ところが今日アジアの人々は内政干渉主義と

臺灣における蒋介石の政権といふものであります。(その通り)と呼ぶ者が、若しこの経済援助、武器援助、財政援助とか、こういうようなものがな

か何とか、こうじつようなものを皆我々は或る程度において内政干渉主義の上に施されている變装であると考えておるのであります。我々は、今日あの

台湾における蒋介石の政権といふものは、あるいは内政干渉主義といふものであります。(その通り)と呼ぶ者

が、同じく李承晩の政府だつて同じこと(その通り)を考へることもできない

のであります。(その通り)と呼ぶ者は、吉田政権もやはり同じライ

ンの上におるのではないか。それで、

今この東亜の現代史の上に、蒋介石政権、李承晩政権、吉田政権のこの三幅

對がその醜い姿を現わしておるといふ事実も、それから生じたと思うのであ

ります。(拍手)こういうことは我々には、やはり同じように内政干渉主義と

は、やはり同じことを言つておるといふことになつておるということを盛り

る。今日の世界の戦乱といふものは、帝國主義による内政干渉主義が最

も心の底から平和といふものを望んで

おるとにかかわらず、而もアジアに戦乱が絶えない。朝鮮は二つの朝鮮に分れ

ておる。中国のほうは人民政府とそれ

から国民政府とがある。ベトナムに

やはり戦乱が行なわれておる。イラン、

イラク、あの方面も決して平穏でない。

そしてすべてが皆内政干渉主義の結果

である。内政干渉主義といふものは裸

かで行われておるのじやない。いろいろな變装を施されておる。例へばあの

帝国主義列強からアジアに向つてなさ

がら、今日のアジアの情勢ほど不安

化しておるものであるという建前があ

ります。(拍手)「こうじつを書いておるのであります。が、併し

亞洲の情勢はどうも直ぐに變らうとしておるものはないのであります。朝鮮

の状態がいつまでも固定しておるとい

うふうに考へるのは大間違いで、これはこの頃あの連合軍の方面のほうから

ブレーンであるところのミグが出現し

てからずつかり變つてしまつた。そ

してこの問題が今社会主義生産とか或

いは資本主義生産の優劣ということの

問題まで引き起しておるのであります。

十一日附の英文毎日を讀んでいるとい

うと、ロバート・S・エレンガントといふ

連合国通信記者であつたと思うが、

それがかりでない。丁度私が数日前四月

み、そうして吉田政権のことを見

てからずつかり變つてしまつた。そ

うして社会的不安が増大してゲリラが

その人の記事が載つておつた。その人

は、「南鮮において、今日、米の收穫が

非常に悪かつた。税が非常に高い。そ

うして社会的不安が増大してゲリラが

だんご加わつておる。」ゲリラと言え

ば北鮮と言われておつたが、あの記事

を見るといふと、忠清北道の或る所から出された、南鮮のあの穀倉と言われ

るそこから出されたものであります。

それで内政干渉主義に対しても、

我々はこの強制送還、強制送還とい

うようなものは内政干渉主義の産物であるといふことを我々は信じておる。

それからもう一つ最後に一つ附加えておきたいことは、「時間だ」「まだま

た」と呼ぶ者あり)これは吉田内閣の政銃後におけるところの人民のこの不安

態度、この方面から非常に大きな問題が生じようとしておる。もう一つ

は、又この台湾の「……」(本論々々と

呼ぶ者あり)それから第三は、台湾政

府の要人の中にもいろいろ陰謀があ

り、その陰謀は丁度あの中國の本土へ

送られた中國の軍隊がなしておる行動

と非常によく似たものであるといふよ

うな、こういうわけで、もう一日も

ます。(拍手)「困った存在だよ」「つら

れを放つておけない。」その解決策として彼はこう言つておるのである。即ち

セレンティ即ち宗主権、台灣に対する宗主権といふものを、これを認めなければならぬが、その宗主権の下において、又台灣の処分をしなければなら

ない。即ちあの台灣の住民が中國の本土からこれまで治められたことがない

トノマス・ステート、自治國家として存続せしめて、それを国連によつてその

この事実を參照して台灣を一つのオ

の帝國主義的な評論家らそれは期待

できぬといふことを書いておる。最近

官 報 (号 外)

いだろうが、聞いておかねえよ』『耳が痛いだろう』と呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 堀眞琴君。

〔堀眞琴君登壇、拍手〕

○堀真琴君 私は労農党を代表いたしましたとして、只今議題となつておりますする諸命令の措置に関する法律案並びに外国人登録法案に対しまして反対をいたすものであります。

外國人の取扱いについては、原則として、先ず第一に、世界人権宣言に則り、人道主義的にこれを取扱わなければならん。如何なる外国人に對しても排他的であつてはならない。例えれば人種である、或いは種族である、或いは宗教であるといふよくなものに關して、そこに何らの差別を設けてはならない。ということが第一の原則と考えられるのであります。第二の原則として考えられるのは、國際慣行上それだけで相互主義的でなければならないということです。つまり日本が外國人に對して與える取扱は、日本人が外國において與えられるところの取扱と同じでなければならないということでもあります。この二つの原則が専ら行われなければならんのです。併し更に我々は、第三の原則としまして、特殊な關係を持つところの外國人につきましては特別な考慮を拂はなければならぬということを考えなければならんと思うのであります。この二つの法案において専ら対象とされておりますところのものは中国人並びに朝鮮人であります。勿論、その他の外國人も、この二つの法律案によりま

て、その対象として考えられているのであります。すると、併し私が第三に指摘いたしましたところの特殊な関係を持つ外国人という考え方から申しますと、いうと、主としては中国人であり朝鮮人であると申さなければならんのであります。ところで、中國人、朝鮮人であります。が、いわゆる平和條約が日本から発効されると申します。これによりまして、本日から、曾つては日本の国籍を持つておつたところの朝鮮人それから台湾人は、いよいよ日本の国籍を失うのであります。それから又、特殊な関係にある外国人として大陸系の中華人が考えられます。朝鮮人及び台灣に籍を持つておつたところの中国人は勿論のこと。この大陸系の中国人につきましても、永年に亘り、ときには明治の初年から數十年に亘つて日本に在住するのであります。その生活も日本人の間に受け込んでおり、特に日本人を配偶者として持つような中国人も多々なるのであります。中には息子、孫というような世代にまで至つて在住している者がたくさんいるのです。

の内容について詳細に検討いたします。すると、これが私の挙げたところの三つの原則を少しも満たしておるものでないということを論証いたしました。反対せざるを得ないのであります。

なつておることは、全く基本的人権を無視したものと申さねばならんのであります。又、臨検、家宅捜査、押収などは、令状なしに、單に裁判所の許可だけで行い得ることになつております。これらは当然刑事訴訟法の規定に従つて裁判所の令状を以て行われなければならんと思うのであります。然るに人種的な差別が認められておること、我々は認めざるを得ないのであります。

三六條の條件を擧げてお仕置金を與へるものといたしておるのであります。が、その條件は極めて抽象的であり形式的であります。これを具体的に実質問題に於けると規定しなければ、到底日本に上りきまで在住いたしておりましたところの中国人や或いは朝鮮人に對して、その生活を安心して營むことができないようになる結果になるだらうと思うのですが、

第二に説明送還の問題であります。これは各議員からそれべへ述べられましたのでありますから、私はこれにつきましてはここには取上げることをいたしません。ただこの二十四條に挙げられておるところの諸規定がその範囲が極めて広く、且つ人道上極めて苛酷であることを申上げることを止めよう。

思います。次いで強制選還の手続であります。この規定は第二十七條以下で述べられておるのであります。が、其本的個人権を無視した規定であることは、これを詳細に審議するならばおづから明らかになつて来るところであります。特に二十七條以下に、第二十七條第一項各号に該当すると考えただとして、違反調査は勿論、行政措置によつて、ところの答辯者の收容ができる」と

なつておることは、全く基本的人権を無視したものと申さねばならんのであります。又、臨検、家宅捜査、押収などは、令状なしに、單に裁判所の許可だけで行い得ることになつております。これらは当然刑事訴訟法の規定に従つて裁判所の令状を以て行われなければならんと思ふのであります。然るに人種的な差別が認められておることは、我々は認めざるを得ないのであります。

それから送還先であります。これは五十三條に規定されておるのであります。規定には明確に、本人の希望によりこれを送還する、併し實際に送還することができない場合には云々と書いて、幾つかの條項が掲げてあるのです。つまり現実には、中國には亡命政権下の台灣、それから人民政権下の中華人民共和国、又中國人中台灣人はこれを国民党政権下の台灣に送還するといふことです。先ほどの問題についても各同僚から述べられたところであります。朝鮮人は必ずしも大韓民國の側に變成しておる者はかりではありません。恐らく日本在留六十万の朝鮮人の大半といふものは、李承晩の政権を支持しておる者ばかりではありません。それから又中國の大半の者は、蔣介石政権に対しても申上げることができないのであります。恐らく四万何千かの中國人の

むしろ批判的な乃至は反対の態度をとつてゐるものと認めざるを得ないのです。若し本人の希望を以てこれを送還先を決定するということになりまするならば、台灣亦の中國人といえどもこれを台灣に送還するのではなくて中國本土にこれを送還する、或いは朝鮮人についても大韓民國ではなくて北鮮に送還するということが認められるならば、私は必ずしもこれを不当とするものではないのでありまするが、併しながら、先ほど申上げました通り、政府の側においてはこれを一方的に決定し、本人の希望を殆んど無視しているという現状だと申さなければならんのであります。国籍取得の自由につきましては、世界人權宣言十三條にもこれを自由として認めなればならんということを規定しているのであります。その意味におきまして世界人權宣言の精神にも反するものだと申さなければなりません。なお、六十二條、六十六條には、通報報償金の規定を設けております。これは、人道上の見地から申しまして、又人權尊重の立場から申しましても、不当と言わなければならんのであります。いわばスパイを獎勵している、こう申しても過言ではないと思うであります。而もそれらの規定によりまして、ただ今日、朝鮮人或いは中國人に対しまして不当なる取扱をいたし強制送還をなし、送還先の決定についても今申上げたような不當なる取扱をなすならば、結局日本在住の中國人、朝鮮人は、日本に対して好感を持たないばかりではあります。單にひとり日本在住の朝鮮人や中國人だけの問題ではないのであります。

す。これは中國本土に在住する四億数千万の中国人の問題であり、又朝鮮半島に在住する全朝鮮人の問題であります。而もそれは又同時に全アジア民族の問題でもあり、我々としては、アジアの諸民族と手を繋いで今後進んで行きなければならんときにはなります。手を結ぶところか却つて背を向け合わなければならん「その通り」と呼ぶ者（ア）ということになりますならば、果して日本の独立自主というものが回復することができるのでありますよか。アジアから離れた日本の存在はないしと申さなければならんのであります。曾つて我々の先輩岡倉天心は、インドの問題に関しましては、アジアは一つでなければならんということを叫んだことがあります。これは、インドが帝国主義的な支配から脱するためには、どうしてもアジアの諸民族……植民地的な支配の下に苦しめられていいに手を振り合つて立たなければならんということを申した言葉だと解さなれどならんのであります。我々は、今こそアジア諸民族と一つになつて、帝國主義的な支配、植民地的な搾取に對して餉くまでも翻わなければならんと思うのであります。

一昨年朝鮮事変が起り、アメリカが國連軍の名の下に干渉戦争に乗り出すとの相前後いたしまして、在日朝鮮人の或る者が行方不明になり、自宅から、或いは病院から、C.I.C.、日本警察等によつて逮捕され、その数は百余名に達しました。そうして、家族、身内の者は、逮捕された理由もわからず、音信不通で、死んだか生きたかわからないで暗い不安にかられておつたのであります。ところが翌年の五月十日になつて、占領軍最高司令部は、これらの人々は日朝スパイ團として占領軍及び日本警察の所在数、裝備等に関する情報を集めていたといふ理由で、軍事裁判にかけたので、初めて事件の全貌がわかつたのであります。それ以来翌年一月十七日まで約九ヶ月に亘つて苦悶なる審理が繰けられた結果は、三十八名に対して合計八十二年六カ月の重労働と、七千五百ドルの罰金が課され、そのうち五名に対するは服役後強制送還、他の六名は無罪の形で釈放しながら、そのうち四名は外国人登録令違反として南鮮へ強制送還いたしました次第であります。

あります。同君が朝鮮へ派遣されど
うなつたか、その後、杳として消息が
わからなくなつたところ、本年自由法
曹団の青柳弁護士に次のような手紙が
參つて、その消息が判明いたしました
た。要點だけを朗読します。
「陳者は甚だ唐突ながらここに青柳
氏の御助力を懇願いたし乍く、この書
翰を差し上げるのです。
かつて昨年六月二十二日、小生は共
産党日本工作隊の嫌疑者として裁判に
附された結果、青柳先生！あなたの助
力によづて無罪放逐になりましたが、
其の後外国人登録令違反の疑いで本国
に送還されました。
その時、何の書類一通も持たせない
で、ただ簡單に、日本の住所氏名年令
と備考欄に「反動分子」と書いた一片の
紙を渡されただけでした。
ところが本国に着くと韓國のボリス
たちは、火責め水責め、さては株責め
に至るまで責め立てられ、如何なる結
果ではあつたにせよ、無意識の中に押
印を押されました。そして裁判が開かれ
ました。裁判開廷当日は、判事をはじ
め、検察官に至るまで、何も遮掩が
ないといふことは火を見るよりも明らか
であるにかかわらず、前に申ししまし
た日本工作隊十二人のうちの一人だと
いう一方的な主觀のもとに裁判を進行
させ、判決は死刑であります。
勿論、多くの弁護人は検察官と論戦
はいたしましたが、彼らは官選であ
り政府から給料をもらつておつて、死
刑の道を開いたに過ぎなかつたのであ
ります。

勿論、小生が如何に弁明をしても、あのような、野蛮な、而も度重なる拷問では、どうすることもできず、今は、余命幾ばくもなく、諦めておりました。

ところが、この度「窮すれば通ず」で、右に申上げました青柳先生担当の日本工作隊事件を思い出しました。その当時小学生が無罪になつた。東京日日新聞、読売、その他各社の新聞によつて発表された無罪の記事が、今となつては唯一の証拠となるのみです。

同じくアーヴィングの国家である日本さえも無罪にした事件を、韓国の裁判所は死刑を宣告しています。

青柳先生！死刑執行日が迫つて参りました。たとえ一個人の生命は奪う事ができようとも、平和と独立をめざして闘う人々の力は打消せません。最後の勝利を確信し、皆様の佛閣をお祈りいたします。」

これが手紙であります。日韓会談において大韓民国代表の言う受入体制とはこれであります。朝鮮の平和的統一を支持した右翼の巨頭金九氏を暗殺し、又世界のすべての人が支持した停戦提案を支持する朝鮮人は誰でも叛逆者として嚴罰にすると警告を発しているところの李承晚政権に引渡すことがどういうことであるかは、金宝聖君の例によつて極めて明らかであります。

只今上程されている出入国管理令の第一條によると、この政令は、如何にも講和発効の日が基準になつて、これから出て行く外国人の取扱を規定するようになつてゐるのであります。ところが事実は、そうでなくて、在日六十万朝鮮人と

四万五千の華僑、これらの人たちに対してイタリアの平和條約に見られるような慎重な配慮をすることなく、南朝鮮又は台湾に強制的に送り返そとするものであります。

本令第二十四條によりますと、精神病者、精神病患者、徴罪で懲役を受けた、ストライキをやつた、デモ、ピラ、何にでも引つかれて強制送還できるようになつております。特にひどいのは、貧困者という理由で、できることあります。戦争中に日本軍国主義は、朝鮮、台湾から三十余万の労働者を強制的に連れて参りましたが、この人たちが如何に貧困な状態において終戦を迎えたかは言葉を費す必要がない。然るにその後、歴代の政府、特に吉田政府は何の面倒も見なかつた。就職、生業資金、住宅の世話、税金の減免、何一つやつてない。これで貧困者以外に如何なる道が残されているというのか。(やつたのは彈圧だけだ)と呼ぶ者あり)これでもまだ足りぬと考える政府は、同じ第二十四條で、外務大臣が行なつたと認定するだけで強制送還で行きすることにして。これは曾つて日本國天皇が持つていた権限よりも大きな生殺與奪の権限を一大臣に與えるところの條文であつて、世界人権宣言の趣旨に違反し、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的見解の如何にかかわらず平等であるとするところの規定に真つ向から違反しているのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)

而も吉田政府は、他方において、曾つて日本の軍国主義に協力した戰争犯罪人、日本の侵略戦争を助けたところ

の民族の叛逆者、例えば「かいらい」汪精衛政府の国防部長であつた楊仲華は、昨年密入國で入つて來て検挙され、現在在日居住許可を得て東京に住んでいます。それのみか「かいらい」満州国政府の閣僚、而も終戦時の經濟大臣たる韓雲哲も同様な方法によつて東京に安置させており、最近は中華人民共和国の反動分子數十名を迎へ入れて保護を自由に開始している。然らば何のためにはアシア諸民族と日本民族との友好と親善を阻み、中華人民共和国との經濟に政府はかかる法案を出したか。それ加えており、幾方のアメリカ人に至つては、日本人以上に自由に出入国し、自由に開歩している。然らば何のためにはアシア諸民族と日本民族との友好と親善を阻み、中華人民共和国との經濟的文化的提携を断ち切り、平和運動を彈圧して、以て将来のアシア侵略戦争に必要な排外思想の植え付けを行なはためであります。これによつて日本民族は何を得るか。日本国民の得るところは、大戰争に巻き込まれて国土と国民の生活を破壊するだけである。他がためであります。

民族を圧迫する民族は所詮自由ではあり得ない。現に日本人はアメリカの特權階級の自由のために押し付けの再軍備の負担に喘ぎ、殖民地的な不自由に置かれております。この法案は、この不自由から日本人を解放するどころか、更に不自由を強化するものであります。(落ちついてやれ)と呼ぶ者あります。政府は単独講和発効の今日、白々しくも、世界人権宣言、国連憲章に真つ向かう。かかる法案の強行に対し、その自ら措置として、正当防衛として起らるる将来の騒擾の責任は、吉田政府と

精衛政府の国防部長であつた楊仲華たにもかかわらず、法務省の責任において現在在日居住許可を得て東京に住んでいます。そのみか「かいらい」満州国政府の閣僚、而も終戦時の經濟大臣たる韓雲哲も同様な方法によつて東京に安置させており、最近は中華人民共和国の反動分子數十名を迎へ入れて保護を自由に開始している。然らば何のためにはアシア諸民族と日本民族との友好と親善を阻み、中華人民共和国との經濟

に政府はかかる法案を出したか。それ加えており、幾方のアメリカ人に至つては、日本人以上に自由に出入国し、自由に開歩している。然らば何のためにはアシア諸民族と日本民族との友好と親善を阻み、中華人民共和国との經濟

の改進党等々、これに同調される各派議員が一切負うべきであることを言明しておこ次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより三案の採決をいたします。先ずボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に關する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま

す。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に外国人登録法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に外国人登録法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

荒木正三郎君	高田なほ子君	和田 博雄君	深川榮左門君	吉田 法晴君
羽生 三七君	岩男 仁蔵君	岡田 宗司君	堀木 錠三君	山崎 恒君
石川 清一君	岩間 正男君	堀木 岩間君	千葉 信君	菊川 孝夫君
	千葉 城翠君	堀木 岩崎正三郎君	堀木 岩崎正三郎君	岩木 哲夫君
	千田 正君	松原 一彦君	松原 一彦君	菊川 一松 定吉君
	山田 篤男君	山田 篤男君	山田 篤男君	須藤 五郎君
	羽仁 五郎君	永井純一郎君	池田七郎兵衛君	木村福八郎君
	相馬 助治君	伊藤 修君	伊藤 修君	水橋 藤作君
	曾祢 益君	曾祢 益君	曾祢 益君	東 隆君
國務大臣	農林大臣	運輸大臣	郵政大臣	電気通信大臣
	廣川 弘禪君	村上 義一君	佐藤 葵作君	岡崎 勝男君
	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	鈴木 鈴木	岡野 清豪君
政府委員	入国管理厅長官 (外務大臣官房書 議室勤務)	入国管理厅長官 (外務大臣官房書 議室勤務)	入国管理厅長官 (外務大臣官房書 議室勤務)	入国管理厅長官 (外務大臣官房書 議室勤務)

〔第一十四号参照〕

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求める件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

多數意見者署名

寺尾
豊
大島 定吉
稻垣平太郎
山田 節男
新谷寅三郎

一、委員会の

本件は、放送法第三十七條の規

る日本放送協会の收支予算、事業計画及び資金計画について承認を求める」とするものであるが、その内容はいずれも妥当なものと認め、委員会は全会一致をもつて承認すべきものと決定した。

この承認をなすことによつて、日本放送協会の事業を円滑に遂行し得る利益がある。

入國管理庁長官 鈴木 一君
入國管理庁審判課長 鈴木 政勝君

三月三十日第三種郵便物認可

定山
一部

十
四

卷之三

卷之四

卷之三

東坡集

卷之三

卷之二

卷之三

卷一

五

— 1 —